

第62回九都県市首脳会議

報告事項

平成24年11月

目 次

I 検討状況の概要

1	首都圏問題についての検討状況の概要	1
2	廃棄物問題についての検討状況の概要	3
3	環境問題についての検討状況の概要	5
4	防災・危機管理対策についての検討状況の概要	10
5	首脳会議で提案された諸問題についての検討状況の概要	13

II 検討状況に係る資料

1	首都圏問題についての検討状況に係る資料	
(1)	業務核都市の育成整備等に関する要望について	19
(2)	プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について	21
(3)	首都圏の防災力の強化について	26
(4)	首都圏の防災力の強化に関する提言（案）	28
2	廃棄物問題についての検討状況に係る資料	
(1)	減量化・再資源化の促進について	31
(2)	適正処理の促進について	35
(3)	リサイクル関連法等に関する要望書（案）	37
(4)	廃棄物処理法等に関する制度の見直しについての要望書（案）	41
(5)	建設リサイクル法等に関する制度の見直しについての要望書（案）	48
3	環境問題についての検討状況に係る資料	
(1)	環境分野における国際協力（報告）	53
(2)	平成24年度節電及び地球温暖化防止キャンペーンの概要	54
(3)	平成24年度再生可能エネルギーの導入促進事業報告の概要	56
(4)	東京湾水質一斉調査について	59
(5)	緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置及び 国の財政支援策の拡充等に関する要望について	62
4	防災・危機管理対策についての検討状況に係る資料	
(1)	首都圏における地震防災対策の充実強化等について	67
(2)	首都圏における国民保護の推進等について	69
(3)	首都圏における新型インフルエンザ対策について	71
5	首脳会議で提案された諸問題についての検討状況に係る資料	
(1)	自転車安全利用対策の強化についての要望書（案）	75
(2)	首都圏のエネルギー問題に関する検討会 検討概要	77

- (3) 知識・情報資源としての図書館の活用についての報告書（概要）…………… 80
- (4) 九都県市立図書館企画展「自慢したい風景」各図書館の実施概要…………… 81
- (5) 国の出先機関の事務・権限の移譲に向けた研究 結果報告…………… 83
- (6) 地方の税財源の確保に向けた研究 結果報告（概要）…………… 87
- (7) 行政情報の無い要支援者の早期発見についての報告書（概要）…………… 89

1 首都圏問題についての検討状況の概要

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>1 首都圏の再生について</p> <p>国の大都市圏制度の見直し等の動向を把握するため、国との意見交換会を実施するとともに、情報の収集や共有を行った。</p> <p>2 業務核都市の育成整備等について</p> <p>(1) 国の大都市圏制度の見直し等の動向を把握するため、国との意見交換会を実施した。</p> <p>(2) 業務核都市の育成整備等について、総務大臣、財務大臣及び国土交通大臣に対し、本年8月9日に要望を行った。 その内容は、19ページから20ページのとおりである。</p> <p>3 プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について</p> <p>九都県市プレジャーボート不法係留対策連絡調整会議と連携し、プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について、農林水産大臣及び国土交通大臣に対し、本年8月10日に意見書を提出した。 その内容は、21ページから25ページのとおりである。</p>	<p>1 首都圏の再生について</p> <p>国の大都市圏制度の見直し等の動向を注視しつつ、引き続き首都圏の再生に向け、国との意見交換を行うとともに、共同の取組を進める。</p> <p>2 業務核都市の育成整備等について</p> <p>国の大都市圏制度の見直し等の動向を注視しつつ、引き続き業務核都市の育成整備等に向け、情報収集に努めるとともに、共同の取組を進める。</p> <p>3 プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について</p> <p>国の対応状況等を踏まえ、引き続きプレジャーボートの不法係留の解消と船舶の航行安全対策の一層の推進に向け、情報収集に努めるとともに、共同の取組を進める。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p data-bbox="229 277 740 309">4 首都圏の防災力の強化について</p> <p data-bbox="252 367 807 483">首都圏における、国や九都県市の防災拠点の整備状況や、国の合同庁舎等の集積状況について調査を行った。</p> <p data-bbox="252 497 807 568">その内容は、26 ページから 27 ページのとおりである。</p> <p data-bbox="252 582 807 654">また、首都圏の防災力の強化について、国に対する提言文（案）を作成した。</p> <p data-bbox="252 667 807 739">提言文（案）は、28 ページから 30 ページのとおりである。</p>	<p data-bbox="836 277 1347 309">4 首都圏の防災力の強化について</p> <p data-bbox="858 367 1414 528">国の新たな被害想定を踏まえたバックアップ体制のシミュレーションを検討する等、引き続き、首都圏の防災力の強化に向けて、共同の取組を進める。</p> <p data-bbox="858 542 1414 613">また、国に対して、首都圏の防災力の強化に関する提言を実施する。</p>

2 廃棄物問題についての検討状況の概要

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>1 減量化・再資源化の促進について</p> <p>(1) 3R普及促進事業 リデュース・リユースの取組として、「マイボトルの使用促進」について大学生を対象として、普及啓発活動を行った。 その内容は、31ページから32ページのとおりである。</p> <p>(2) 容器包装発生抑制事業 「容器包装ダイエット宣言」の認知度の向上、事業者の取組促進及び参加事業者数の増加を図る広報活動について検討した。</p> <p>(3) 使用済小型電子機器等の回収・リサイクル制度創設に伴う調査・啓発事業 使用済小型電子機器等のリサイクル促進制度の本格施行を踏まえ、家電量販店と連携したモデル事業を実施している。 また、その取組を広報することにより、使用済小型電子機器等の有用性について域内住民に対し啓発活動を行っている。 その内容は、33ページから34ページのとおりである。</p> <p>(4) リサイクル関連法等に関する要望 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、廃棄物処理法の制度に関する問題点等について課題を整理し、国への要望事項を検討した。 その内容は、37ページから40ページのとおりである。</p>	<p>1 減量化・再資源化の促進について</p> <p>(1) 3R普及促進事業 九都県市域内において3Rが広く浸透し実施されるよう、効果的な普及啓発について、引き続き検討及び実施する。</p> <p>(2) 容器包装発生抑制事業 「容器包装ダイエット宣言」の認知度向上、事業者の取組促進及び参加事業者数の増加を図るため、平成24年12月に開催される「エコプロダクツ2012」へブースを出展し広報活動を行う。 その内容は、32ページから33ページのとおりである。</p> <p>(3) 使用済小型電子機器等の回収・リサイクル制度創設に伴う調査・啓発事業 事業の実施結果を踏まえ、本制度についての課題を整理するとともに、必要な取組を検討していく。</p> <p>(4) リサイクル関連法等に関する要望 検討した事項について、国に対して制度改正等の要望を行う。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>2 適正処理について</p> <p>(1) 適正処理促進情報提供事業 産業廃棄物の適正処理の促進のため、九都県市廃棄物問題検討委員会ホームページ（リサイクルスクエア）の内容の充実を図るとともに、53の業界団体等と連携し、適正処理に関する情報提供を行った。 また、九都県市間で廃棄物処理法の運用等に関する情報の共有化を図ることとした。 その概要は、35ページのとおりである。</p> <p>(2) 収集運搬業許可の全国一律許可制の検討事業 産業廃棄物収集運搬業の許可について、全国一律で通用可能な許可制度や、都県市間の相互承認等の合理化となる様々な制度のメリットやデメリットを明らかにし、実現可能性に関する検討を行った。 また、九都県市間において、収集運搬業許可の申請書類や審査基準の統一化に向けた検討を行うこととした。 その概要は、35ページのとおりである。</p> <p>(3) 一斉路上調査 平成24年10月24日に「産廃スクラム30」と共同して産業廃棄物収集運搬車両の一斉路上調査を行った。 その概要は、36ページのとおりである。</p> <p>(4) 廃棄物制度の見直し等の要望 廃棄物処理法及び建設リサイクル法等の制度に関する問題点について課題を整理し、国への要望事項を検討した。 その内容は、41ページから51ページのとおりである。</p>	<p>2 適正処理について</p> <p>(1) 適正処理促進情報提供事業 引き続き、リサイクルスクエアの利用促進や業界団体等と連携した適正処理に関する情報提供及び九都県市間の情報の共有化を行う。</p> <p>(2) 収集運搬業許可の全国一律許可制の検討事業 引き続き、収集運搬業許可制度について、合理化となる手法の検討及び許可申請書類や審査基準の統一化の検討を行う。</p> <p>(3) 一斉路上調査 引き続き、「産廃スクラム30」と共同して高速道路等での産業廃棄物収集運搬車両を対象とした調査を行う。</p> <p>(4) 廃棄物制度の見直し等の要望 検討した事項について、国に対して制度改正等の要望を行う。</p>

3 環境問題についての検討状況の概要

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>1 地球環境の保全について</p> <p>(1) 環境分野における国際協力 環境分野における国際協力・途上国支援については、JICA横浜が企画する「青年研修事業」に参画し、8月～9月に研修員の受入れを実施した。 その概要は、53ページのとおりである。</p> <p>(2) 地球温暖化対策 ア 節電及び地球温暖化防止キャンペーン 九都県市が連携し、住民、事業者の幅広い参加や協力を得ながら、節電を含めた省エネ行動を呼びかけ、地球温暖化防止に向けた効果的な普及啓発活動を展開した。 その概要は54ページから55ページのとおりである。</p> <p>イ 再生可能エネルギーの導入促進 (太陽エネルギーの導入支援等) 太陽エネルギーを中心に再生可能エネルギーの導入促進に向け、国の制度や最新情報を盛り込んだセミナーを開催し、普及啓発を行った。 再生可能エネルギーの導入促進に向けた需要創出について、情報共有を行うとともに、セミナーでグリーン熱証書を活用した。 また、身近に利用でき、かつエネルギー変換効率の高い太陽熱利用について広く住民に認識してもらうため、ポスターを作成し、九都県市において一斉掲示し、普及啓発を行った。 その概要は56ページから58ページのとおりである。</p>	<p>1 地球環境の保全について</p> <p>(1) 環境分野における国際協力 環境分野における国際協力・途上国支援について、引き続きJICA等関係機関と協議を進めていく。</p> <p>(2) 地球温暖化対策 ア 普及啓発・調査研究等の取組 (ア) 節電及び地球温暖化防止キャンペーン 引き続き、九都県市が連携し、住民、事業者に対し、節電・省エネ行動を呼びかけ、地球温暖化防止に向けた効果的な普及啓発活動を展開する。</p> <p>(イ) 調査研究等の取組 広域的に取り組むべき地球温暖化対策に関する調査研究や節電・省エネ対策等の取組を検討・実施する。</p> <p>イ 再生可能エネルギーの導入促進 (太陽エネルギーの導入支援等) セミナーの開催結果等を踏まえ、太陽エネルギーを中心に再生可能エネルギーの導入促進に向けた取組を継続していくとともに、需要創出について情報共有を行う。 また、身近に利用でき、かつエネルギー変換効率の高い熱エネルギーの有効利用について、広く住民に認識してもらうため、効果的な広報手段を検討の上、普及啓発を図る。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p data-bbox="233 264 804 342">2 大気中の窒素酸化物及び浮遊粒子状物質削減対策について</p> <p data-bbox="242 394 568 427">(1) 自動車排出ガス対策</p> <p data-bbox="253 439 766 472">ア 連携協力して行うディーゼル車対策</p> <p data-bbox="280 483 804 775">埼玉県、千葉県、東京都並びに神奈川県 の条例により平成 15 年 10 月から開始 した運行規制については、九都県市の連 携協力の下に取り組んでいる。さらに、 平成 18 年 4 月 1 日から埼玉県と東京都 で実施した二段階目の規制についても、広 報活動等において協力している。</p> <p data-bbox="280 786 804 987">これらの取組を広く周知するため、平 成 24 年度は、10 月にリーフレット等を活 用した啓発活動や路上検査等を実施し、 ディーゼル車対策の一層の徹底を図っ た。</p> <p data-bbox="280 999 804 1077">また、ディーゼル車対策に係る情報の 交換を行った。</p> <p data-bbox="253 1133 568 1167">イ エコドライブの普及</p> <p data-bbox="280 1178 804 1335">環境負荷低減につながるエコドライブ の普及を図るため、関係機関と連携して エコドライブ講習会及びリーフレット等 を活用した啓発活動を実施した。</p> <p data-bbox="253 1469 595 1503">ウ 実効性ある流入車対策</p> <p data-bbox="280 1514 804 1760">九都県市内の大気環境基準の達成・維 持を図るため、荷主に対して環境により 良い自動車利用の推進への協力を呼びか けるために、取り組むべき事項をまとめ たガイドラインを、地域ごとに活用する 等の取組を行った。</p>	<p data-bbox="834 264 1418 342">2 大気中の窒素酸化物及び浮遊粒子状物質削減対策について</p> <p data-bbox="844 394 1169 427">(1) 自動車排出ガス対策</p> <p data-bbox="855 439 1367 472">ア 連携協力して行うディーゼル車対策</p> <p data-bbox="882 483 1418 640">引き続き九都県市で連携しながらディ ーゼル車規制の効果的な取組を行うとと もに、各都県市のディーゼル車対策に関 する情報交換等を実施する。</p> <p data-bbox="882 651 1418 775">また、局地汚染対策等について情報交換 を行い、国等の動向を踏まえて、必要に応 じて国や関係団体に要請等を行う。</p> <p data-bbox="882 786 1418 864">今後も、ディーゼル車対策の広報活動及 び路上検査等を実施する。</p> <p data-bbox="855 1133 1169 1167">イ エコドライブの普及</p> <p data-bbox="882 1178 1418 1290">これまでの実施結果や各自治体の取組 状況を踏まえ、連携できる効果的な取組 を検討、実施する。</p> <p data-bbox="882 1301 1418 1424">また、他機関とのさらなる連携や効果 的な啓発活動について、引き続き検討を 行っていく。</p> <p data-bbox="855 1469 1197 1503">ウ 実効性ある流入車対策</p> <p data-bbox="882 1514 1418 1715">今後も、実効性ある流入車対策として、 環境により良い自動車の利用を推進す るため、九都県市が策定したガイドライ ンを、地域ごとに活用する等の取組を行 っていく。</p> <p data-bbox="882 1727 1418 1850">また、部会内の他の事業においてもガ イドラインを活用する等、各事業との連 携を図っていく。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>エ 粒子状物質減少装置指定制度について 平成 24 年度は、D P F 1 社 4 型式の新規の指定を行った。 これにより、現在、D P F 21 社 39 型式、酸化触媒 13 社 33 型式を九都県市粒子状物質減少装置として指定している。 また、「九都県市粒子状物質減少装置指定要綱」に基づく指定事務の迅速化について検討を行った。</p> <p>(2) 指定低公害車の普及 ア 低公害車指定制度について 平成 24 年度は、低排出ガス車認定実施要領改正に伴い自動車排出ガス規制の識別記号が新たに指定もしくは変更された車両について、指定指針改正により特例措置を講じ、429 型式を指定した。 また、7 月に指定指針に基づき 277 型式を指定した。これにより、1,481 型式が九都県市指定低公害車となった。</p> <p>イ 低公害車の普及啓発等について 九都県市指定低公害車の普及を一層進めるため、重量車を取扱うメーカーに対し、低公害車ステッカーの提供を行った。</p> <p>(3) その他 排出ガス低減性能の無効化機能を有する自動車への対応として、メーカーの動向を調査し、情報共有を図った。</p>	<p>エ 粒子状物質減少装置指定制度について 今後も、「九都県市粒子状物質減少装置指定要綱」に基づき、装置装着対象車の現状把握、装置メーカーの開発・販売方針などの動向を踏まえつつ、申請状況に応じた適切な運用を行う。</p> <p>(2) 指定低公害車の普及 ア 低公害車指定制度について 低公害車の普及拡大を図るため、引き続き指定制度を運用する。</p> <p>イ 低公害車の普及啓発等について 引き続き低公害車の普及状況調査を実施するとともに、低公害車の効果的な普及啓発を進める。</p> <p>(3) その他 排出ガス低減性能の無効化機能を有する自動車への対応として、国の動向を注視しつつ、必要に応じて、使用過程車の排出ガスの検査等を行う。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>3 東京湾の水質改善について</p> <p>(1) 富栄養化対策</p> <p>湾岸及び流域住民の東京湾再生への関心の醸成を図るほか、東京湾とその流域における汚染状況の把握及び汚濁メカニズムを解明するため、国、自治体、大学・研究機関、企業及び市民団体等 133 機関・団体が連携し、計 776 地点で「東京湾水質一斉調査」(環境調査)を行うとともに、生物データの収集や、関連のイベントとして環境啓発活動を実施した。</p> <p>その概要は、59 ページから 61 ページのとおりである。</p> <p>また、各都県市の水質改善に係る取組について情報交換を行った。</p> <p>(2) 東京湾底質改善対策</p> <p>平成 23 年度における各都県市からの東京湾底質調査結果を収集し、取りまとめた。</p>	<p>3 東京湾の水質改善について</p> <p>(1) 富栄養化対策</p> <p>東京湾水質一斉調査(環境調査のほか環境啓発活動等も含む)を継続・発展させることで、湾岸及び流域住民の東京湾再生への関心を醸成するとともに、東京湾の汚染状況や汚濁メカニズムについて情報収集を行い、水質改善対策に関する検討を進める。</p> <p>また、各都県市の水質改善に係る取組について情報交換を行う。</p> <p>(2) 東京湾底質改善対策</p> <p>底質改善対策等の効果を検証するため、今後も各都県市からの東京湾底質調査結果を収集し、取りまとめを行う。</p> <p>また、取りまとめたデータを環境問題対策委員会ホームページに掲載するとともに、東京湾再生の取組等への活用を図る。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>4 緑の保全、創出施策について</p> <p>(1) 国への要望 緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置及び国の財政支援策の拡充等を実現するため、緑地に係る相続税の軽減や緑地等の取得・整備のための財政支援策の充実などについて、平成 24 年 7 月 25 日に国土交通省などへ要望を行った。 要望内容 62 ページから 65 ページのとおりである。</p> <p>(2) 調査・検討等 近年、社会的に重要性が認識されてきた「生物多様性の保全」を重要な緑化政策のひとつとして捉え、さらなる推進に資するよう、各自治体や企業などが実施している先進的な取組事例をとりまとめた「都市緑化による生物多様性の保全の展開」を作成し、情報を共有するとともに、市民に周知するため、ホームページにて公表した。</p> <p>(3) 普及啓発事業 各都県市の緑化政策への取組を広く周知するため、緑化政策専門部会のホームページを充実した。</p>	<p>4 緑の保全、創出施策について</p> <p>(1) 国への要望 緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置及び国の財政支援策の拡充等を実現するため、引き続き国に対する要望を行う。</p> <p>(2) 調査・検討等 九都県市として広域的に取り組むべき調査・検討事業について、引き続き検討する。</p> <p>(3) 普及啓発事業 各都県市の緑化政策への取組を広く周知するため、ホームページを運用する。</p>

4 防災・危機管理対策についての検討状況の概要

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>1 地震防災・危機管理対策について</p> <p>(1) 首都圏における「地震防災対策」及び「国民保護の推進」について、制度の検証や対策の検討を行い、国に対して提案活動を行った。 その内容は、67ページから70ページのとおりである。</p> <p>(2) 帰宅困難者対策として、新たな事業者と協定を締結し、災害時帰宅支援ステーションの拡充をしたほか、九都県市域内における港湾施設や防災船着場の情報共有を図った。</p> <p>(3) 九都県市域外の被災地域への支援を可能にするため、「九都県市相互応援に関する協定」等の修正に関する検討を行った。</p> <p>(4) 地震・風水害・国民保護・帰宅困難者対策などについて、ホームページの内容充実を図った。</p> <p>(5) 九都県市及び管内市区町村の防災担当の職員を対象として、危機管理に関する講習会を開催した。</p>	<p>1 地震防災・危機管理対策について</p> <p>(1) 防災・危機管理における課題について制度の検証や対策の検討を行い、その上で、国に対して提案活動を行う。</p> <p>(2) 帰宅困難者対策として、引き続き、災害時帰宅支援ステーションの拡充を図るとともに、認知度向上の取組を検討する。また、港湾施設や防災船着場における代替搬送時の課題の整理や検証を行う。</p> <p>(3) 「九都県市相互応援に関する協定」及び「九都県市広域防災プラン」、「応援調整本部行動マニュアル」などの修正・見直しを進める。</p> <p>(4) ホームページの内容充実を図るとともに、帰宅困難者対策用ポスターやリーフレット等の作成・配布を通じて、引き続き、普及啓発を図る。</p> <p>(5) 国民保護制度の動向について情報収集を行いつつ、研修会等を通じて各都県市で抱える課題等を整理し、取組を進める。</p> <p>(6) 荒川下流域をモデルとした、大規模水害時の広域避難に関する課題の整理や検証を行う。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p data-bbox="233 264 647 300">2 合同防災訓練等について</p> <p data-bbox="242 351 596 387">(1) 合同防災訓練について</p> <p data-bbox="252 398 791 645">東日本大震災から得られた新たな課題と、過去32回の合同防災訓練の成果等を踏まえ、「第33回九都県市合同防災訓練実施大綱」に基づき、地域の特性を踏まえた訓練を、平成24年9月1日及び防災週間等を考慮した適切な日に実施した。</p>	<p data-bbox="834 264 1249 300">2 合同防災訓練等について</p> <p data-bbox="844 351 1198 387">(1) 合同防災訓練について</p> <p data-bbox="853 398 1422 472">「第 34 回九都県市合同防災訓練」を千葉市を事務局として実施する。</p> <p data-bbox="844 696 1342 732">(2) 合同防災訓練・図上訓練について</p> <p data-bbox="853 743 1422 862">平成 25 年度中に実施する「第 7 回九都県市合同防災訓練・図上訓練」の検討及び準備を進める。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>3 新型インフルエンザ対策の広域的な取組について</p> <p>(1) 九都県市間で連携した新型インフルエンザ対策の広域的な取組内容を検討した。</p> <p>(2) 九都県市内自治体職員並びに医療従事者及びライフライン関係事業者等を対象として、新型インフルエンザ等対策特別措置法等に関する研修会を実施した。</p> <p>(3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布に伴う新たな対策に係る課題について協議し、「首都圏における新型インフルエンザ対策について」、国への要望活動を行った。 その内容は、71 ページから 73 ページのとおりである。</p> <p>(4) 防災・危機管理対策委員会のホームページに部会のページを設け、住民への部会活動の周知と、新型インフルエンザ対策の啓発等を行った。</p>	<p>3 新型インフルエンザ対策の広域的な取組について</p> <p>(1) 新型インフルエンザの発生と流行に備えるため、九都県市間で連携した新型インフルエンザ対策の広域的な取組内容について検討を行う。</p> <p>(2) 九都県市内自治体職員並びに医療従事者及びライフライン関係事業者等を対象とした研修会を開催し、知識の向上を図る。</p> <p>(3) 国のガイドラインや政令等を検証し、必要に応じて国への要望活動を実施する。</p> <p>(4) 防災・危機管理対策委員会のホームページに設けた部会のページを介して、住民への部会活動の周知と、新型インフルエンザ対策の啓発等を図る。</p>
<p>4 石油コンビナート等民間企業の減災対策について</p> <p>(1) 石油コンビナート等民間企業の減災対策に対する各都県市の取組等についてアンケート調査による情報共有を行い、検討課題や検討方法を明確にした。</p> <p>(2) 特定事業所の震災対策や課題等を把握するため、川崎市内の事業所の視察を実施した。</p>	<p>4 石油コンビナート等民間企業の減災対策について</p> <p>(1) 石油コンビナート等民間企業の防災対策に係る規制等を所管する省庁へのヒアリング等を実施し、さらなる課題の把握に努める。</p> <p>(2) 引き続き、国、自治体及び事業者の役割分担を踏まえた減災対策を検討し、国への要望活動を行う等、その対策を実施する。</p>

5 首脳会議で提案された諸問題についての検討状況の概要

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>1 アクアライン通行料金引き下げを含む首都圏の高速道路について</p> <p>首都圏の高速道路の料金施策等に関して、国等の動向を注視しつつ、情報交換・意見交換を行った。</p> <p>また、東京湾アクアラインの料金引下げ社会実験の状況等を踏まえ、料金引下げの効果等について情報交換・意見交換を行った。</p> <p>2 九都県市における自転車安全利用対策について</p> <p>九都県市共同の取組として、5月の自転車月間に合わせて「九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間」を、秋の全国交通安全運動初日(9月21日)に一斉キャンペーンを実施した。</p> <p>10月中は放置自転車対策や防犯対策に連動して自転車安全利用に関する広報を実施した。</p> <p>今後も共同の取組を実施していくことで合意した。</p> <p>また、自転車安全利用対策の強化について、国に対する要望文(案)を作成した。国要望文(案)の内容は75ページから76ページのとおりである。</p>	<p>1 アクアライン通行料金引き下げを含む首都圏の高速道路について</p> <p>首都圏の高速道路の料金施策等に関して、国等の動向を注視しつつ、引き続き、情報交換・意見交換を行う。</p> <p>また、東京湾アクアラインの料金引下げ社会実験の状況等を踏まえ、料金引下げの効果等について情報交換・意見交換を行う。</p> <p>国による高速道路の料金施策の実施により、首都圏の高速道路網が最大限利活用されるような料金体系が実現するよう、取り組んでいく。</p> <p>2 九都県市における自転車安全利用対策について</p> <p>自転車安全利用対策の強化について国へ要望する。</p> <p>今後は、九都県市交通安全対策主管課で構成する協議会を設置し、「九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間」等の共同の取組を引き続き実施していく。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>3 首都圏のエネルギー問題について</p> <p>各都県市の行政支援策を「供給面」「需要面」「需給両面」の視点から取りまとめ、九都県市首脳会議のホームページに掲載した。</p> <p>また、東京都の先行事業を検証しつつ、官民連携インフラファンドのあり方を検討し、取りまとめた。</p> <p>その概要は、77 ページから 79 ページのとおりである。</p> <p>4 知識・情報資源としての図書館の活用について</p> <p>連携共同企画展示については、「自慢したい風景」を共通テーマに、8 月 21 日より 12 月 19 日までの日程で順次開催し、PR にはホームページのほか、フェイスブックやツイッターも用いて情報発信した。</p> <p>また、地域資料のデジタル化については、先行事例を調査のうえ、意見交換等の手段としてメールのほか、フェイスブックも活用して課題を抽出し整理した。</p> <p>その概要は、80 ページから 82 ページのとおりである。</p> <p>5 国の出先機関の事務・権限の移譲に向けた研究について</p> <p>地方分権担当者会議において、首都圏における特区制度の活用などによる国の出先機関の事務・権限の移譲に関する手法等に関し、次の項目について研究を行った。</p> <p>(1) 九都県市への事務・権限の移譲手法の検討</p> <p>(2) 九都県市として優先的に移譲を求める事務・権限の例</p> <p>その概要は、83 ページから 86 ページのとおりである。</p>	<p>3 首都圏のエネルギー問題について</p> <p>各都県市による行政支援策を推進するとともに、連携を強化していく。</p> <p>また、官民連携インフラファンドの先行事業（東京都）を推進するとともに、九都県市における情報の共有化、検証を行う。</p> <p>4 知識・情報資源としての図書館の活用について</p> <p>ICT 技術と図書館サービスの親和性は高く、ソーシャルメディアは有効なツールとして幅広く活用できる可能性があることから、各都県市で研究・活用をすすめるとともに、必要に応じて九都県市図書館間で情報交換にも用いる。</p> <p>5 国の出先機関の事務・権限の移譲に向けた研究について</p> <p>必要に応じて検討の結果を参考としながら、国の出先機関の事務・権限の移譲の推進を目指す。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p data-bbox="209 264 778 342">6 地方の税財源の確保に向けた研究について</p> <p data-bbox="229 398 783 555">地方分権担当者会議において、課税自主権の活用など、地方自治体が努力することによって新たな税財源を確保する仕組みに関し、次の項目について研究を行った。</p> <p data-bbox="240 568 783 647">(1) 課税自主権の活用による地方自治体の新たな税財源の確保について</p> <p data-bbox="272 656 639 689">ア 超過課税の活用について</p> <p data-bbox="272 698 783 777">イ 制限税率・一定税率の見直しについて</p> <p data-bbox="272 786 783 864">ウ 地方消費税に係る課税自主権の拡大について</p> <p data-bbox="240 873 647 907">(2) 九都県市としての取組方針</p> <p data-bbox="240 916 775 994">その概要は、87ページから88ページのとおりである。</p> <p data-bbox="209 1043 751 1122">7 首都圏連合フォーラムの在り方について</p> <p data-bbox="229 1178 783 1256">首都圏連合フォーラムについて、会議運営方法や今後の在り方について検討を行った。</p> <p data-bbox="229 1265 783 1512">その結果、首都圏連合フォーラムについては、これまでに成果をあげてきた一方で、テーマが特定の分野に固定化してきたことや会議運営上の課題も見られることから、会議の開催は、平成25年をもって終了することとした。</p>	<p data-bbox="818 264 1388 342">6 地方の税財源の確保に向けた研究について</p> <p data-bbox="839 398 1393 521">将来的な検討課題として、地方自治制度や地方税制度を検討している国の研究会等による検討経過を注視していく。</p> <p data-bbox="818 1043 1361 1122">7 首都圏連合フォーラムの在り方について</p> <p data-bbox="839 1178 1393 1256">平成 25 年をもって首都圏連合フォーラムの開催を終了する。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>8 石油コンビナート等民間企業の減災対策について（再掲）</p> <p>(1) 石油コンビナート等民間企業の減災対策に対する各都県市の取組等についてアンケート調査による情報共有を行い、検討課題や検討方法を明確にした。</p> <p>(2) 特定事業所の震災対策や課題等を把握するため、川崎市内の事業所の視察を実施した。</p> <p>9 首都圏の防災力の強化について（再掲）</p> <p>首都圏における、国や九都県市の防災拠点の整備状況や、国の合同庁舎等の集積状況について調査を行った。</p> <p>その内容は、26 ページから 27 ページのとおりである。</p> <p>また、首都圏の防災力の強化について、国に対する提言文（案）を作成した。</p> <p>提言文（案）は、28ページから30ページのとおりである。</p> <p>10 行政情報の無い要支援者の早期発見について</p> <p>行政情報の無い要支援者の早期発見について、九都県市の現状・取組状況を踏まえて検討を行い、課題を取りまとめた。</p> <p>その概要は、89ページから90ページのとおりである。</p>	<p>8 石油コンビナート等民間企業の減災対策について（再掲）</p> <p>(1) 石油コンビナート等民間企業の防災対策に係る規制等を所管する省庁へのヒアリング等を実施し、さらなる課題の把握に努める。</p> <p>(2) 引き続き、国、自治体及び事業者の役割分担を踏まえた減災対策を検討し、国への要望活動を行う等、その対策を実施する。</p> <p>9 首都圏の防災力の強化について（再掲）</p> <p>国の新たな被害想定を踏まえたバックアップ体制のシミュレーションを検討する等、引き続き、首都圏の防災力の強化に向けて、共同の取組を進める。</p> <p>また、国に対して、首都圏の防災力の強化に関する提言を実施する。</p> <p>10 行政情報の無い要支援者の早期発見について</p> <p>国の動向などを注視しながら、各都県市で取組を進めるとともに、要支援者を早期発見するための方策等について、国に対して情報提供等を行い、九都県市間による資料提供や意見交換を行う。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p data-bbox="199 264 785 342">11 九都県市における子育て支援策について</p> <p data-bbox="229 398 785 517">第62回九都県市首脳会議の結果に基づき首都圏連合協議会に、「九都県市における子育て支援策検討会」を設置した。</p> <p data-bbox="229 526 785 689">各都県市で実施している子育て支援の取組について情報交換を行うとともに、連携できる取組の抽出等について意見交換を行った。</p>	<p data-bbox="809 264 1394 342">11 九都県市における子育て支援策について</p> <p data-bbox="839 398 1394 645">社会全体で子育て家庭を支援する気運の醸成を図るため、九都県市における子育て支援の取組の連携や共同キャンペーンの実施などについて検討を行うとともに、引き続き、各都県市の子育て支援の取組について情報交換を行っていく。</p>

1 首都圏問題についての検討状況に係る資料

平成24年業務核都市の育成整備等に関する要望について

九都県市及び茨城県においては、「展都」と「分権」の推進に基づく首都圏の再編整備により、東京一極集中問題の解決に向けて、業務核都市の育成整備に努めており、これまでに業務施設集積地区における中核的施設の整備により業務機能の集積が図られるなど、一極集中の緩和に一定の成果を上げてまいりました。

しかしながら、業務機能の集積による拠点形成の観点からは、大きく進捗した都市があるものの、今後相当の時間を要する都市も見られる状況にあります。また、業務核都市に集積した業務機能等の一部には、都心へと回帰する動きも見られます。

一方、多極分散型国土形成促進法による制度の創設から20年以上経過し、少子高齢化の進展、人口減少社会の到来等、業務核都市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化している中、首都圏広域地方計画においては、業務核都市等の拠点機能向上や各都市を繋ぐネットワークの構築を図ることとしております。

このような状況を踏まえ、業務機能に加え、商業・生活等の機能集積により、業務核都市の「拠点性の向上」を図るとともに、広域的な幹線道路の整備による業務核都市間の「ネットワークの構築」を推進することで、暮らしやすく、働きやすい首都圏を実現し、世界の社会・経済をリードする風格ある圏域づくりを進めることは、九都県市首脳会議及び茨城県共通の重要課題でありますので、このたび要望書を取りまとめました。

つきましては、業務核都市の育成整備等について関係省庁と連携のうえ、所要の措置を講ぜられるよう要望します。

平成24年8月9日

総務大臣 川 端 達 夫 様
財務大臣 安 住 淳 様
国土交通大臣 羽 田 雄一郎 様

九都県市首脳会議

座 長 千 葉 市 長 熊 谷 俊 人
埼玉県知事 上 田 清 司
千葉県知事 森 田 健 作
東京都知事 石 原 慎 太 郎
神奈川県知事 黒 岩 祐 治
横浜市 長 林 文 子
川崎市 長 阿 部 孝 夫
さいたま市長 清 水 勇 人
相模原市長 加 山 俊 夫
茨城県知事 橋 本 昌

【拠点性の向上に関する要望】

○ 中核的施設の対象の拡大について

業務核都市における総合的な都市機能の強化と集積を図るために必要な施設として、交通施設や流通業務施設等に加え、医療・福祉等生活の質の向上に資する施設、ホテル・大規模集客店舗等都市のにぎわいに資する施設など、中核的施設の対象の拡大を図ること。

○ 税制上・財政上の支援措置について

中核的民間施設の整備を強力に促進するため、民間事業者に対する税制上の支援措置及び地方団体に対する財政上の支援措置を講じること。

○ 資金上の支援措置について

中核的民間施設の整備に係る初期投資や、大規模修繕等に係る更新投資を促進するため、資金上の支援措置を講じること。

【ネットワークの構築に関する要望】

環状方向の広域的な幹線道路の早期整備等について

業務核都市間のネットワークを構築し、相互連携・交流の強化による一体的発展を図るため、首都圏三環状道路など環状方向の広域的な幹線道路の整備の推進及び構想の具体化を図ること。

【制度に関する要望】

大都市圏制度見直しに関連する業務核都市の育成整備等について

現在、国においては、国の成長エンジンである大都市の機能を強化するために、大都市で顕在化している課題に関する調査を実施する等、今後の大都市圏制度のあり方について検討が進められているところである。

一方、首都圏における業務核都市の中には、十分な拠点形成が図られていない都市も見られる状況にあることから、大都市圏制度の見直しに際しては、業務核都市の位置づけを明確にし、育成整備等を一層推進するための支援措置の制度化を要望する。

意見書

プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について、次のとおり措置を講じられますよう、九都県市首脳会議として意見書を提出します。

平成 24年 8 月 10日

農林水産大臣 郡 司 彰 様
国土交通大臣 羽 田 雄 一 郎 様

九 都 県 市 首 脳 会 議

座 長 千 葉 市 長 熊 谷 俊 人

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

千 葉 県 知 事 森 田 健 作

東 京 都 知 事 石 原 慎 太 郎

神 奈 川 県 知 事 黒 岩 祐 治

横 浜 市 長 林 文 子

川 崎 市 長 阿 部 孝 夫

さいたま市長 清 水 勇 人

相 模 原 市 長 加 山 俊 夫

プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について

近年、余暇時間の増大や生活水準の向上を背景とした親水・海洋性レクリエーションの活発化に伴い、プレジャーボートの放置や投棄が社会問題化しています。

東京湾域においても数多くのプレジャーボートが放置され、周辺環境の悪化や係留場所の私物化、港湾・河川等の公共事業への障害、公共施設の損傷など様々な問題を引き起こしている状況にあり、また昨年、海上保安庁が扱った東京湾内におけるプレジャーボートの海難船舶隻数は51隻であり、海運、漁業等に対してより深刻な影響を及ぼしています。

このため、九都県市首脳会議では、プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について緊急かつ積極的に取り組む必要があることから、調査・検討を進めるとともに、不法係留を解消するうえからも必要と考えられる制度の創設等、法の整備を要望してきたものです。

この間、国におかれましても河川法、港湾法、漁港漁場整備法等の改正により船舶の放置に対応できるよう法整備を進めていただいておりますが、さらにプレジャーボートの不法係留の解消と航行安全対策の一層の推進のため、次の措置を講じられるようお願いいたします。

- 1 小型船舶（総トン数20トン未満の船舶）について、保管場所を義務づける制度を創設されたい。
(国土交通省)
- 2 河川、港湾、漁港等の管理者が、簡易な手続きで不法係留船の撤去及び撤去後の措置が執れるよう制度を創設されたい。
また、港湾法、漁港漁場整備法と同様、河川法においても船舶を放置している違反行為者に対する罰則規定を創設されたい。
(農林水産省、国土交通省)
- 3 プレジャーボートについて、強制保険制度を創設されたい。
(国土交通省)
- 4 FRP船リサイクルシステムを活用した放置小型船舶処理促進事業について、助成金等の補助事業の新設により恒久的制度として確立されたい。
(国土交通省)
- 5 「小型船舶の登録等に関する法律」に基づく登録情報等について、無料で交付を受けられるような、特別の制度を創設されたい。
(国土交通省)
- 6 船舶番号等の表示を日本小型船舶検査機構が直接行うよう船舶番号の表示制度を改正されたい。
(国土交通省)

意見項目の説明

1 小型船舶（総トン数20トン未満の船舶）について、保管場所を義務づける制度を創設されたい。 （国土交通省）

〔説明〕

九都県市首脳会議としては、従前から小型船舶の登録制度と併せて保管場所の義務づけ制度の創設を要望してまいりましたが、小型船舶の登録等に関する法律を整備していただいたことにより、今後は所有者不明船が減少することが期待されます。

しかし、プレジャーボートの不法係留を抜本的に解消するためには、自動車のように適正な保管場所を予め確保することを義務づけることが不可欠であることから、プレジャーボートの係留・保管能力の向上のための取り組みと併せて、保管場所の整備に応じた保管場所義務づけ制度の創設を引き続き要望します。

なお、制度の創設にあたっては、登録制度との整合性を図るうえからも総トン数20トン未満の小型船舶全体を対象に義務づけを要望します。

2 河川、港湾、漁港等の管理者が、簡易な手続きで不法係留船の撤去及び撤去後の措置が執れるよう制度を創設されたい。

また、港湾法、漁港漁場整備法と同様、河川法においても船舶を放置している違反行為者に対する罰則規定を創設されたい。
（農林水産省、国土交通省）

〔説明〕

河川法、港湾法及び漁港漁場整備法等の改正により、所有者が確知できない場合における簡易代執行の制度が創設されるとともに、撤去した船舶に対する措置についても明確に規定されました。

しかし、所有者が判明している船舶の場合には行政代執行法の手続きにより処理されることとなることから、代執行に至るまでの手続きが煩雑であり、また同法には代執行後の物件の保管や処分についての規定もありません。

小型船舶の登録制度の実現により、今後所有者不明船は減少することが予想されますが、円滑な放置艇対策を実施するうえからも、所有者が判明している船舶に対しても簡易な手続きで撤去及び撤去後の措置が行えるよう制度の創設を要望します。

なお、撤去後の船舶の廃棄に要する費用についても所有者等に負担させることができるような制度を創設されるよう要望します。

また、河川法には、船舶の不法係留に対する罰則規定がないため、港湾法、漁港漁場整備法と同様の罰則規定の創設を要望します。

3 プレジャーボートについて、強制保険制度を創設されたい。 (国土交通省)

〔説明〕

東京湾内における海上保安庁取扱いの海難事故船舶隻数は、昨年106隻を数えました。その中でもプレジャーボートの事故隻数は51隻となっております。

九都県市首脳会議としては、従前から免許制度の充実を要望してまいりましたが、船舶職員及び小型船舶操縦者法を改正していただいたことにより、免許・講習制度の充実が図られることから、所有者の質的向上が期待されます。

しかし、水上レジャーが活発化、多様化する中で、特にプレジャーボートは人的被害につながりやすいことから、保険加入者を拡大し、円滑な賠償が行われるよう、強制保険制度の創設を要望します。

4 FRP船リサイクルシステムを活用した放置小型船舶処理促進事業について、助成金等の補助事業の新設により恒久的制度として確立されたい。

(国土交通省)

〔説明〕

FRP船リサイクルシステムを活用して地方公共団体が放置艇及び沈没船の処分を行う放置小型船舶処理促進事業については、プレジャーボート関係業界団体の支援（日本財団助成金）により、一定の目的が達成されましたが、今後も放置艇及び沈没船の処分は発生することから、同様の補助事業の新設を求めるところです。

例えば、プレジャーボート販売時に購入者がリサイクル費用の一部を負担する等の仕組みにより財源を確保する等して、かかる補助事業が恒久的制度として確立していくよう要望します。

5 「小型船舶の登録等に関する法律」に基づく登録情報等について、無料で交付を受けられるような、特別の制度を創設されたい。

(国土交通省)

〔説明〕

プレジャーボートの不法係留の解消にあたっては、所有者に対する適正保管の指導が重要となるため、所有者の特定は不可欠です。

平成13年12月26日「プレジャーボート利用改善に向けた総合施策に関する懇談会報告書」（国土交通省総合政策局）の中に、「平成14年4月から開始される登録制度の活用によりプレジャーボートの所有者が確知できるようになることと相まって、手続の一層の迅速化、円滑化を図るなど監督処分等の実効性を高めることが必要である。」との記載があることから、所有者特定の重要性は、広く認識されているといえます。

しかしながら、地方公共団体が所有者を特定するため証明書等の交付を受ける場合、国や独立行政法人と異なり手数料を支払わなければならない、これは地方公共団体における不法係留適正化に支障をきたす恐れがあります。

については、適正化をより一層推進するため、公用申請については手数料を無料にするこ

とを要望します。

6 船舶番号等の表示を日本小型船舶検査機構が直接行うよう船舶番号の表示制度を改正されたい。
(国土交通省)

〔説明〕

船舶番号及び検査済年の表示は、船舶検査の際に日本小型船舶検査機構から交付される船舶番号及び検査済年のシールを所有者が貼付することにより行われています。

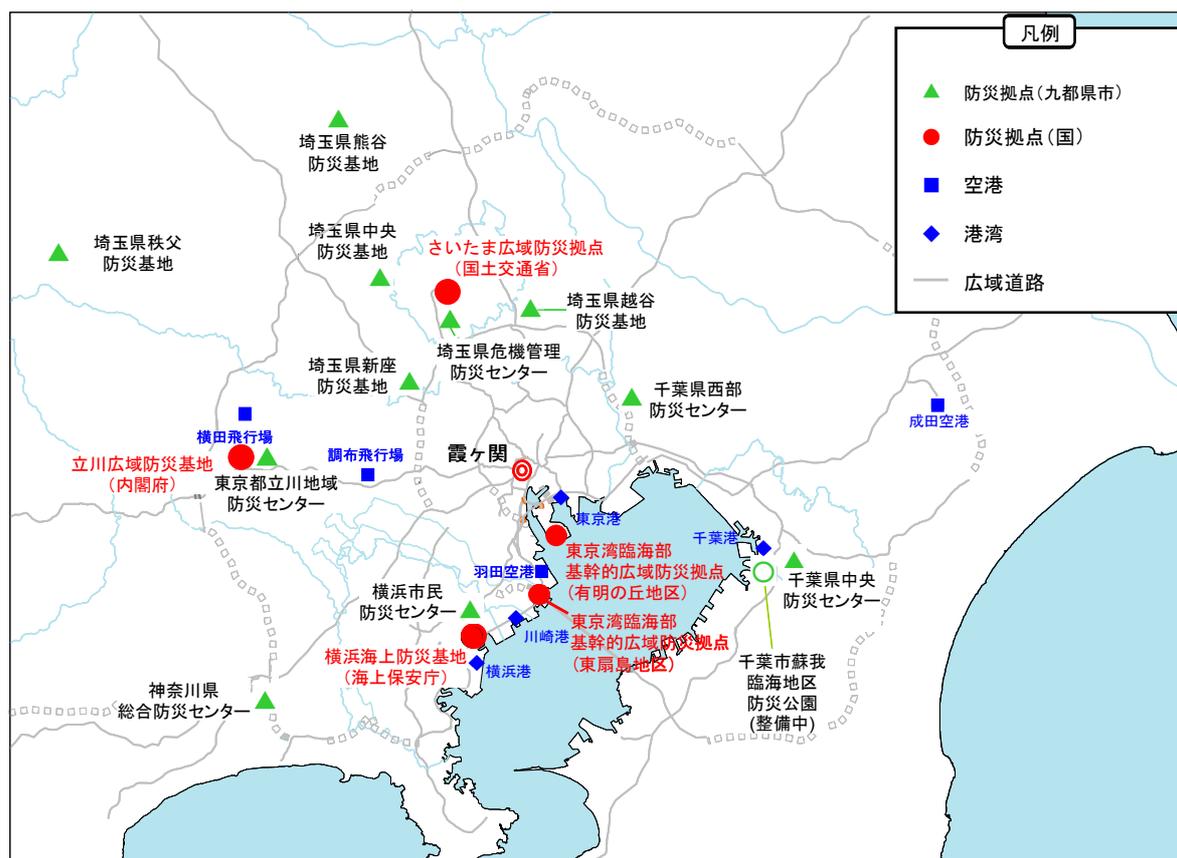
しかし、船舶番号のシールの貼付がない船舶や検査済年のシールの貼替えがない船舶があります。このため、船舶番号や最新の検査済年がわからない状況であり、不法係留対策に支障をきたしています。

については、検査機関または登録機関が適正な表示を行うことを要望します。

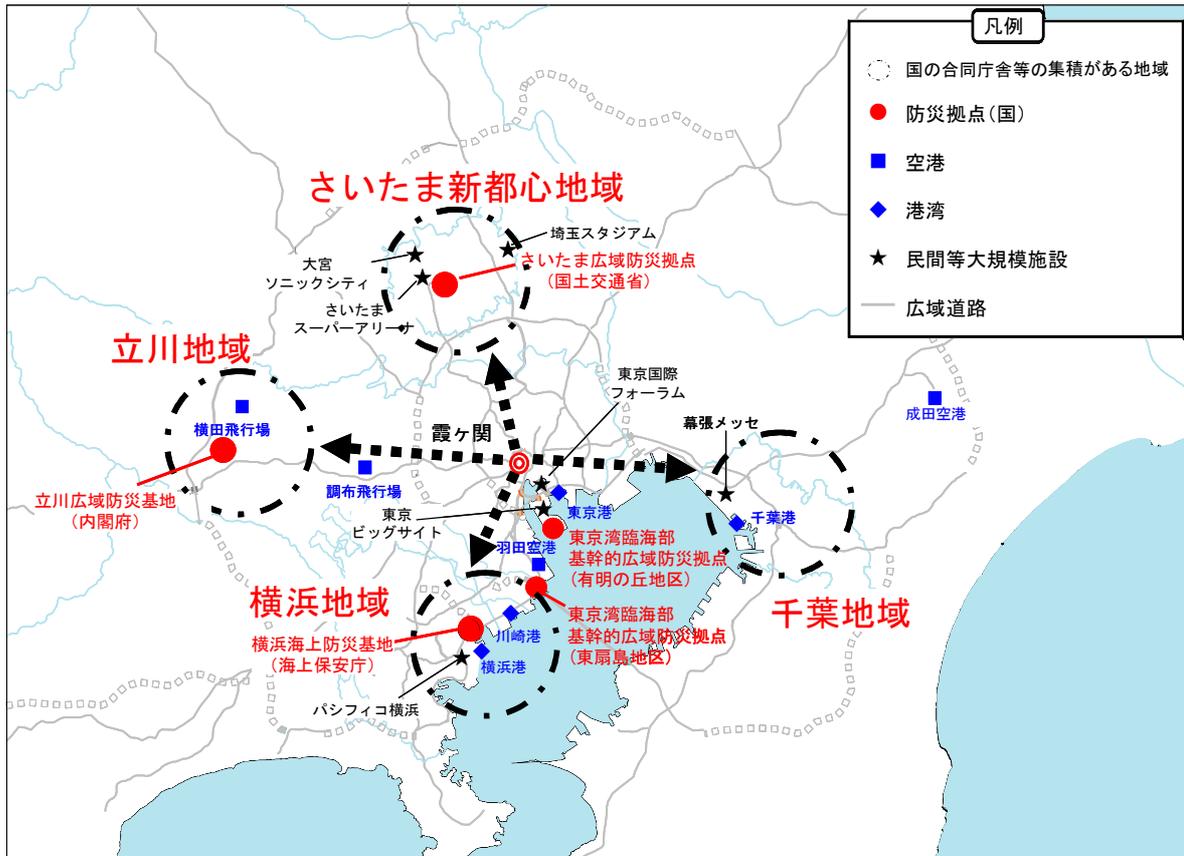
首都圏内の防災拠点の整備状況等

国の防災拠点	九都県市の防災拠点
整備済	整備済
<ul style="list-style-type: none"> ・立川広域防災基地 ※ ・さいたま広域防災拠点 ・横浜海上防災基地 ・東京湾臨海部基幹的広域防災拠点 (有明の丘地区・東扇島地区) 	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県危機管理防災センター ・埼玉県防災基地（中央・越谷・新座・秩父・熊谷） ・千葉県防災センター（中央・西部） ・東京都立川地域防災センター ・神奈川県総合防災センター ・横浜市民防災センター
整備要望中	整備中
<p>首都圏内又は各方面との高速道路のJCT等交通の結節点周辺</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八王子 JCT 周辺 (相模原市 相模総合補給廠の一部) ・横浜町田 IC 周辺 (横浜市 上瀬谷通信施設の一部) 	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉市蘇我臨海地区防災公園

※官邸が被災により使用不能である場合の緊急災害対策本部の代替拠点として位置付け
優先順位 ①内閣府（中央合同庁舎5号館）、②防衛省（中央指揮所）、③立川広域防災基地（災害対策本部予備施設）（出所：首都直下地震対策大綱 平成22年1月修正版より）



首都圏内における国の合同庁舎等の集積



<国の合同庁舎等>

地域	代表的な庁舎
立川	立川地方合同庁舎、自治大学校（立川市）、警察大学校（府中市）
さいたま新都心	さいたま新都心合同庁舎 1号館、2号館、2号館検査棟 (さいたま市中央区)
横浜	横浜地方合同庁舎、横浜第二地方合同庁舎、横浜法務総合庁舎 (横浜市中区)
千葉	千葉地方合同庁舎、千葉第二地方合同庁舎、千葉港湾合同庁舎 (千葉市中央区)

<民間大規模施設>

施設名	特徴
東京国際フォーラム	霞ヶ関から徒歩圏
東京ビッグサイト	ホール・会議室が充実、海上輸送が可能
パシフィコ横浜	ホール・会議室が充実、海上輸送が可能
幕張メッセ	ホール・会議室が充実、海上輸送が可能
大宮ソニックシティ	さいたま新都心合同庁舎から徒歩圏
さいたまスーパーアリーナ	さいたま新都心合同庁舎に隣接、ホールが充実

首都圏の防災力の強化に関する提言（案）

首都直下地震の切迫性が指摘される中、大規模災害時にも首都圏住民の生命、身体及び財産を守るとともに、首都圏の担う国の政治・経済等の中枢機能への打撃を最小限に食い止めるための取組を進めることが喫緊の課題である。このため、首都圏の防災力を強化することと併せ、首都中枢機能の維持・確保に向けて、首都圏を構成する九都県市の集積を活かすなど、様々な被害状況に的確に対応できるバックアップ体制のあり方を検討することが不可欠である。

こうした認識のもと、九都県市首脳会議では本年5月に国に対して、首都圏の防災力の強化に関する提言を行ったところである。

国においても、発災時に政府の業務継続を可能とするため、官邸や各府省庁の庁舎が使用できなくなる事態を想定した、政府全体としてのバックアップ機能確保方針について検討を進めている。しかし、緊急災害対策本部の代替拠点について、首都圏内においては、従来から定められている都心部の庁舎及び立川広域防災基地の活用以外の議論が進まない一方で、首都圏外では、大阪等に代替拠点を設ける新たな方針を示すなど、首都圏内に比して首都圏外でのバックアップを重視する傾向が見受けられる。

もとより、首都圏内において首都中枢機能が麻痺する最悪の事態を想定し、遠隔地においてもバックアップ機能を持たせることは否定されるべきものではない。しかし、首都中枢機能は、大規模災害時にあっても一刻も途絶させてはならないのであり、一時的に他の場所で代替する場合でも、迅速かつ確実にその機能を継続させることが不可欠である。

東京都が本年4月に示した首都直下地震等における新たな被害想定に鑑みると、首都圏全域が一挙に壊滅することはおよそ考えにくい。それを踏まえれば、発災時に可能な限り速やかに機能する体制を構築するためには、まずは、首都圏内におけるバックアップ機能の充実・強化を進めるべきである。

特に、発災直後の応急対策の実施に当たり、指揮命令の役割を果たす緊急災害対策本部は、人命救助や被害拡大防止の観点から迅速な立ち上げが不可欠であり、仮に都内の代替施設が被災により使用できない場合でも、一足飛びに首都圏外の代替拠点を活用するのではなく、でき得る限り、物理的・時間的に近接で確実な立ち上げが可能な首都圏内の拠点

を活用すべきである。

例えば、既に国の広域防災拠点として位置付けられ、通信施設やヘリポートなどの一定の防災対応機能を有するとともに、各省庁の地方支分部局の集積もあるさいたま新都心は、防災対応設備の整備・拡充を図ることにより、立川広域防災基地に次ぐ緊急災害対策本部の設置場所として十分機能し得る。

さらに、各府省庁の代替拠点も、首都圏内の地方合同庁舎や大規模施設などを活用して複数確保することにより、規模や場所などが様々に想定される災害に、可能な限り首都圏内で対応できる体制を整えるべきである。

また、こうした対策を進める前提として、何よりも優先されなければならないのは、想定される甚大な被害から首都圏住民の生命、身体及び財産を守ることである。まずは、新たな被害想定などの、科学的根拠に基づいて起こり得る被害像を早急に分析し、被害を最小限に食い止めるための実効性ある手立てを講じていくべきである。

以上を踏まえ、首都圏全域の防災力の強化に向けて、以下に取り組むことを提言する。

- 1 首都直下地震をはじめとする災害から首都圏3500万住民の生命、身体及び財産を守ることと、国の政治経済の中核機能への打撃を最小限にとどめることを最優先にし、国として新たな被害想定を早急に示し、首都圏内における防災力の更なる強化のための施策を推進すること。
- 2 さいたま新都心を、立川広域防災基地に次ぐ緊急災害対策本部の代替拠点として指定すること。あわせて、通信施設等、緊急災害対策本部機能を担いうる防災対応設備の整備・拡充を行うこと。
- 3 各府省庁の代替拠点については、首都圏内の地方合同庁舎や大規模施設などの集積を活かし、複数確保するなど、迅速かつ確実に機能し得る首都圏内におけるバックアップ体制の充実・強化に向けた検討を早急に進めること。

平成24年 月 日

内閣総理大臣 野田佳彦様

国土交通大臣 羽田雄一郎様

内閣府特命担当大臣（防災）
下地幹郎様

九都県市首脳会議

座長 千葉市長	熊谷俊人
埼玉県知事	上田清司
千葉県知事	森田健作
東京都知事代理 副知事	猪瀬直樹
神奈川県知事	黒岩祐治
横浜市長	林文子
川崎市長	阿部孝夫
さいたま市長	清水勇人
相模原市長	加山俊夫

2 廃棄物問題についての検討状況に係る資料

1 減量化・再資源化の促進について

(1) 3R普及促進事業

ア 目的

循環型社会の構築を目指し、九都県市域内の住民等に対して3R（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））の重要性を周知するため、広域的な普及啓発活動を実施する。

イ 平成24年度の取組

「マイボトルの使用促進」

コーヒーショップとの連携を継続するとともに、大学生と連携しマイボトル、マイタンブラーの使用を呼びかけ、主に域内の大学生を中心としてリデュース・リユースに対する意識啓発を図った。

(ア) コーヒーショップ等でのマイボトル・マイタンブラーへの販売

実施店舗数：1,977

埼玉県194（さいたま市44）、千葉県163（千葉市45）、
東京都1,271、
神奈川県349（横浜市176、川崎市66、相模原市21）

(イ) 広報活動

10月を中心に3R普及促進キャンペーンを実施し、学生団体と連携した啓発を実施し、普及啓発を図った。

<NPO法人 エコ・リーグによる啓発活動>

○エコ・リーグ発案の着ぐるみを活用し、大学内での啓発活動を実施

実施期間：平成24年10月27日（土）～11月23日（金）

実施大学：東京農業大学（世田谷キャンパス）、中央大学（後樂園キャンパス）、早稲田大学（早稲田キャンパス）、桜美林大学、慶応義塾大学（三田キャンパス）、横浜市立大学、明治大学（生田キャンパス）、麻布大学、埼玉大学
千葉大学（西千葉キャンパス）、跡見学園女子大学、
獨協大学（計12大学）

内 訳：埼玉県3（さいたま市1）、千葉県1（千葉市1）
東京都5
神奈川県3（横浜市1、川崎市1、相模原市1）

○SNSを活用した啓発活動を実施
ツイッターとフェイスブックを活用した情報発信を実施した。

○タンブラーのデザインコンペの実施
SNS等でマイボトルデザインを募集し、優秀者を決定した。

<学生団体MARKSによる啓発活動>

○マイボトル使用促進の映像を製作してもらい、大学でのイベントにおいて、映像の放映を行った。

実施期間：平成24年10月中旬～11月

放映大学：成蹊大学、立教大学、跡見学園女子大学、東洋大学、
中央大学、國學院大学、明治学院大学、埼玉大学、
千葉大学、横浜国立大学、慶應義塾大学（湘南藤沢キャンパス）
（計 11大学）

内 訳：埼玉県1（さいたま市1）、千葉県1（千葉市1）
東京都7
神奈川県2（横浜市1）

○学生団体MARKSが制作した大学内で配布するフリーペーパーに
マイボトル使用促進に関する記事を掲載し、大学で配布した。
配布部数：5,500部

（2）容器包装発生抑制事業

ア 目的

九都県市が、容器包装リサイクル法に規定する特定事業者が行う容器包装の発生抑制や減量化等の自主的な取組を支援していくこと及び消費者に事業者の取組を伝えることにより環境に配慮した製品購入を促すことで、九都県市域内をはじめ、日本国内を流通する容器包装の減量化や再資源化を促進する。

イ 平成24年度取組

「容器包装ダイエット宣言」の認知度の向上、事業者の取組促進及び参加事業者数の増加を図るため、日本最大の環境展「エコプロダクツ2012」へブースを出展し、普及啓発を図る。

実施期間：平成24年12月13日（木）～平成24年12月15日（土）
10時～18時

実施会場：東京ビッグサイト

実施内容：クイズラリーを実施し、宣言企業のブースを回りながら取組の普及啓発を実施する。

ブース内では、パネルや映像で宣言企業の取組を紹介する。

容器包装ダイエット宣言企業数：82社

(3) 使用済小型電子機器等回収・リサイクル制度創設に伴う調査・啓発事業

ア 目的

使用済小型電子機器等のリサイクル促進のため、家電量販店店頭での回収を実施することで、消費者の利便性を重視した多様な回収ルートを検証し、また、その回収量を把握するとともに、そこから回収される有用金属の量を把握する。

また、法施行前に本事業を実施することにより、域内住民に対し、小型電子機器等の有用性を広報する。

イ 平成24年度の取組

(ア) 家電量販店における小型電子機器等の回収及びリサイクルのモデル事業を実施。

連携事業者：株式会社ビックカメラ

株式会社コジマ

株式会社ソフマップ

実施期間：平成24年10月1日（月）～11月30日（金）

実施店舗数：38店舗

内訳：埼玉県5（さいたま市5）、千葉県3（千葉市3）、東京都17

神奈川県13（横浜市8、川崎市2、相模原市3）

(イ) 広報活動

モデル事業及び、小型家電の有用性を啓発するための各種広報活動を実施。

○ ラジオCMによる普及啓発

FMラジオ3局（Fm yokohama 84.7、bayfm78、NACK5）において、CMを放送。

実施期間：平成24年10月19日（金）～11月18日（日）

- 街頭でのサンプリングによる普及啓発
回収実施店舗が集積するエリアの駅周辺にてチラシ配布を実施。
実施エリア：5エリア
実施期間：平成24年10月6日（土）～11月中旬

- 駅張りポスター掲出による普及啓発
家電量販店最寄駅にポスターを掲出
掲出駅数：24駅
掲出期間：平成24年10月22日（月）～11月10日（土）の
うち1～2週間

- 公共施設におけるポスター掲出による普及啓発
域内の公共施設等においてポスターを掲出し、普及啓発を実施した。
実施期間：平成24年10月1日（月）～11月30日（金）

（4）リサイクル関連法等に関する要望

容器包装リサイクル法、家電リサイクル法及び廃棄物処理法の制度に関する問題点について課題を整理し、国（経済産業省及び環境省）に対して要望することとした。

要望日：平成24年11月中予定

2 適正処理の促進について

(1) 適正処理促進情報提供事業

ア 目的

廃棄物の適正処理の促進に向けて、九都県市廃棄物問題検討委員会ホームページ（リサイクルスクエア）の利用促進や業界団体等と連携した適正処理に関する情報提供及び九都県市間の情報共有化を実施する。

イ 平成24年度の取組

○リサイクルスクエアの充実

リサイクルスクエアの内容を見直し、産業廃棄物の適正処理に係る内容を充実させた。

○業界団体等と連携した適正処理に関する情報提供

業界団体等のホームページからのリサイクルスクエアへのリンク作成や業界団体機関紙への適正処理に関する情報の掲載等、産業廃棄物協会、建設業協会、商工会議所等の53の業界団体等と連携して事業者へ適正処理に関する情報提供を行った。

○九都県市間の情報共有化

廃棄物処理法の運用等について、Q&Aを作成するなど、九都県市間で情報の共有化を図った。

(2) 収集運搬業許可の全国一律許可制の検討事業

ア 目的

産業廃棄物収集運搬業許可について、全国一律で通用可能な許可制度を検討し、検討結果を踏まえ、国への提案の要否等を検討する。

イ 平成24年度の取組

○全国一律で通用可能な許可制度等の検討

産業廃棄物収集運搬業の許可について、全国一律で通用可能な許可制度、都県市間の事務委任等による複数都県市の同時取得制度、都県市間での相互承認制度等の合理化となる様々な制度のメリットやデメリットを明らかにし、実現可能性に関する検討を行った。

○収集運搬業許可申請書類及び審査基準の統一化の検討

九都県市間において、収集運搬業許可の申請書類や審査基準の比較検討を行い、統一化に向けた検討を行うこととした。

(3) 一斉路上調査

産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会（「産廃スクラム30」）と共同し、高速道路インターチェンジ等において産業廃棄物収集運搬車両を対象に、積載物やマニフェストの検査を実施した。

実施日	平成24年10月24日（水）
実施場所	関越自動車道 新座料金所下り線 首都高速道路 湾岸線（東行き）大井本線料金所 東名高速道路 横浜町田インターチェンジ 東関東自動車道 宮野木料金所 館山自動車道 市原出口

(4) 廃棄物制度の見直し等の要望

廃棄物処理法等の制度に関する問題点について課題を整理し、国に対して要望書を提出することとした。

要望日：平成24年11月中予定（環境省）

建設リサイクル法等に関する問題点について課題を整理し、国に対して要望書を提出することとした。

要望日：平成24年11月中予定（環境省）

平成24年11月中予定（国土交通省）

リサイクル関連法等に関する要望書（案）

平成24年 月 日

経済産業大臣 枝野 幸男 様
環境大臣 長浜 博行 様

九都県市首脳会議として、別紙のとおり要望いたしますので、特段のご配慮をお願いいたします。

九都県市首脳会議

座長 千葉市長 熊谷 俊人

埼玉県知事 上田 清司

千葉県知事 森田 健作

東京都知事代理 副知事 猪瀬 直樹

神奈川県知事 黒岩 祐治

横浜市市長 林 文子

川崎市市長 阿部 孝夫

さいたま市長 清水 勇人

相模原市長 加山 俊夫

(別紙)

リサイクル関連法等に関する制度改正要望について

現在、わが国では、循環型社会形成推進基本法を基本的枠組みとし、「資源の有効な利用の促進に関する法律」や個別物品の特性に応じた各種リサイクル法を制定することにより資源循環型社会の実現を目指しておりますが、個々の現行制度には未だ幾つかの課題もあることから、九都県市首脳会議では、以下のとおり、法令等の改正等を要望いたします。

1 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律について

- (1) 拡大生産者責任の考えに基づき、市区町村と事業者の役割分担について、引き続き検討を進めること。なお、平成20年度の法改正により資金拠出制度が創設されたが、プラスチック製容器包装の品質による配分基準については、各自治体の努力に対し十分配慮した配分基準に見直すこと。
- (2) 市区町村が再商品化手法を選択できるようにするとともに、プラスチック製容器包装の「引き取り品質ガイドライン」について、再商品化手法に応じた基準を設けること。
- (3) 容器包装と素材や形状が類似のプラスチック製品についても合わせてリサイクルが可能となるよう、素材別リサイクル制度の導入を検討すること。

(説明)

市区町村と事業者の役割分担については、法改正後においても、引き続き自治体に負担がかかる制度となっていることから、例えば、収集運搬並びに選別保管の経費及び再商品化経費（小規模事業者に係る免除分）の負担等について引き続き見直しを行うことを求める。

なお、法改正により資金拠出制度が創設されているが、拠出の基準となる品質については、サンプリング検査で決定せざるを得ないなど、全体の品質を確認しきれない状況にある。ついては制度を公平に運用するためにも、検査の精度をより正確なものにするとともに、配分基準については、過去複数年の実績を考慮するなど、市町村の努力が反映される制度とすべきである。

また、市区町村が処理施設の状況など地域の実情に応じた再商品化手法を自ら選択できるようにするとともに、現在一律となっているプラスチック製容器包装の「引き取り品質ガイドライン」について、各手法によって求められる品質は異なることから、再商品化を促進するため各手法別の基準を設けることを求める。

容器包装以外のプラスチック製品については、容器包装リサイクル法の対象外品目であり、処理経費などの点から大半が焼却・埋立されている。しかし、容器包装

以外のプラスチック製品は法対象の容器包装と同様にリサイクルが可能であり、また、排出場所や用途により法対象とならない現行の仕組みは分かりづらく、分別の混乱や煩雑さを助長している。そのため、分別する市民の立場に立ち、素材別のリサイクルとなるよう制度の見直しを求める。

2 特定家庭用機器再商品化法について

- (1) 再商品化等料金を商品購入時に支払う制度について引き続き検討すること。
- (2) 不法投棄対策に関する製造業者等の資金拠出の仕組みについては、基準を緩和するなど自治体が活用しやすいものとする。

(説明)

平成20年2月に公表された産業構造審議会及び中央環境審議会の報告書において、再商品化等料金の回収方法の変更という根本的な制度改正は行わないとの方向性が示されたが、不法投棄を抑制するとともに拡大生産者責任の考え方を徹底するため、再商品化等料金を商品購入時に支払う制度について引き続き検討することを求める。

環境省が1,469市区町村について調査した結果によれば、平成22年度における廃家電製品（特定家庭用機器に限る。）の不法投棄台数（推計値）は131,785台となっており、市区町村は不法投棄された廃家電製品の収集運搬及び再商品化等料金について、さらなる財政的負担を強いられている。そもそも、不法投棄された廃家電製品に係る再資源化等の費用は拡大生産者責任の観点から製造業者等が負担すべきと考えるが、時限措置として創設された不法投棄対策に関する製造業者等の資金拠出の仕組み（不法投棄未然防止事業協力等）については、基準を緩和するなど自治体が活用しやすいよう運用することを求める。

3 レアメタル等の金属資源の回収リサイクルシステムの構築について

- (1) 自治体における現状の収集・処理コストの負担が増大することのないよう財政措置を講じるとともに、小型電子機器等を効率的・効果的に回収するためには、市区町村の区域を超えた広域的回収を実現する必要もあることから、小売業者による回収促進など、小型電子機器等の再資源化に関する広域的な取組に対しても支援を行うこと。
また、拡大生産者責任の観点から製造・販売事業者にも一定の責任が生じる仕組みを構築すること。
- (2) 資源使用量の削減及び資源回収を促進するための制度導入を検討するとともに、制度に関する国民への積極的な普及啓発を行うこと。

(説明)

平成25年4月に予定されている使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行にあたっては、自治体における現状の収集・処理コストの負担が増大することのないよう財政措置を講じるとともに、小型電子機器等を効率的・効果的に回収するために、小売業者による回収促進などの再資源化に関する広域的な取組に対する支援を行うことを求める。

また、拡大生産者責任の観点から、費用負担も含め製造・販売事業者にも一定の責任が生じる仕組みを構築することを求める。

また、資源使用量の削減及び資源回収を促進するため、製品中に使用している金属資源の量、製品に対する資源の投入量や関与物質総量など必要な指標について調査し、製品に表示する制度の導入を検討するとともに、制度に関して国民に対し積極的な普及啓発をすることを求める。

4 廃棄物の3R促進について

製造事業者の環境配慮設計に対してインセンティブを付与するなど、製造段階における省資源化・簡素化や製品の軽量化等を推進すること。また、リユース推進による環境面での効果を広く周知するとともに、使用済製品のリユースやリターナブルびんの利用などが一層促進されるよう実効策を講じること。

(説明)

廃棄物・リサイクル制度を拡大生産者責任と循環的利用を基調とするものに改め、環境配慮設計に対するインセンティブの付与や、リユース推進による環境面での効果を広く周知することにより、使用済製品のリユースやリターナブルびんの利用などが一層促進されるような実効策を講じることが求められる。

廃棄物処理法等に関する制度の見直しについての要望書（案）

平成24年 月 日

環境大臣 長 浜 博 行 様

九都県市首脳会議として、別紙のとおり要望いたしますので、特段のご配慮をお願いいたします。

九都県市首脳会議

座長 千 葉 市 長 熊 谷 俊 人

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

千 葉 県 知 事 森 田 健 作

東 京 都 知 事 代 理 副 知 事 猪 瀬 直 樹

神 奈 川 県 知 事 黒 岩 祐 治

横 浜 市 長 林 文 子

川 崎 市 長 阿 部 孝 夫

さいたま市長 清 水 勇 人

相 模 原 市 長 加 山 俊 夫

(別紙)

廃棄物処理法等に関する制度の見直しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）については、その時々々の廃棄物問題を取り巻く状況等を踏まえ、度重なる改正が行われており、直近では平成22年度に実施されています。しかしながら、現下の厳しい経済情勢においては、産業廃棄物の処理費用削減をねらいとした不法投棄等の不適正処理の増加が今後も懸念されるどころであり、廃棄物適正処理の推進はその重要度を一層増しています。

また、廃石綿やポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物といった有害廃棄物の処理対策や電子マネーの普及等については、現状において十分な推進がなされておらず、なお多くの課題が残されています。

九都県市首脳会議としては、不適正処理のない健全な資源循環型社会を早期に実現し、将来世代に良好な生活環境を引き継ぐことが、現代に課された使命であると考えます。そのためには、国及び地方公共団体が連携し、不断の努力をもって、これら個々の課題に対して効果的な制度の創設や運用の見直し等に努めなければなりません。

よって、このたび制度の見直し等が必要と考える事項について、以下のとおり要望します。

1 産業廃棄物処理施設の許可における審査基準の明確化

- (1) 産業廃棄物処理施設の設置許可の審査における経理的基礎に係る具体的かつ客観的な審査基準を明確にすること。
- (2) 産業廃棄物処理施設の設置許可の審査基準における「周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設についての適正な配慮」の内容を具体的に規定し、判断基準を明確にすること。さらに、この基準については、地域の実情に応じて都道府県及び政令市の裁量を認める規定も盛り込むこと。

(説明)

- (1) 産業廃棄物処理施設の設置許可の審査における経理的基礎については、廃棄物処理法において、「施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること」とされているが、環境省令（同法施行規則）においては、「施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること」とされているのみで具体的な基準が示されておらず、審査において苦慮している。産業廃

棄物処理業の許可についても同様であるが、経理的基礎については申請者の能力に係るものであり、自治体によって異なる基準により審査されることは望ましくなく、国により具体的かつ客観的な審査基準が明確に示される必要がある。

- (2) 同法において規定される「周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設についての適正な配慮」に関しても、周辺の施設の範囲や適正な配慮の具体的な内容が環境省令において定められておらず、(1)と同様に審査において苦慮している。このため、「適正な配慮」の内容を具体的に規定し、判断基準を明確化する必要がある。さらに、環境保全上配慮する必要がある場所は、地域の実情によって異なるため、都道府県及び政令市が地域の実情に応じて判断する仕組みが必要である。

2 産業廃棄物処理施設設置許可の失効規定の新設

産業廃棄物処理施設の設置許可取得後、その設置工事が相当な期間を超えて着工されない場合又は中断している場合には、当該設置許可の効力が失効する規定を設けること。

(説明)

産業廃棄物処理施設の設置許可を受けたにもかかわらず、その設置工事が相当な期間を超えて着工されない事案が生じている。このような場合においては、期間の経過により周辺環境の変化が生じ、当該許可を維持することが生活環境の保全上不適当となるおそれや、許可取得時に計画したものと同等の設備を調達できなくなったり設置完了時点の技術基準に適合しなくなったりするおそれがある。しかしながら、現行の制度では、このような場合において当該許可の効力を失わせることは困難である。

したがって、過去に設置許可を受けた施設であっても、その設置工事が相当な期間を超えて着工されない場合又は中断している場合にはその事実をもって、行政処分によることなく、当該設置許可の効力が失効する規定を設ける必要がある。

3 製造・販売事業者による適正な処理に関する措置

危険、有害、または破砕等が困難という理由から市区町村で適正処理が困難な一般廃棄物については、拡大生産者責任の考え方にに基づき、製造・販売業者等による回収・適正処理を義務付けしたシステムの構築を検討すること。

(説明)

市区町村による適正な処理が困難な一般廃棄物のうち、在宅医療廃棄物、廃スプリングマットレス等については、一部の事業者による回収・処理が行われている

るものの、いまだ業界全体として適正処理システムが確立、浸透されていないため、事業者による回収・適正処理システムを確立、促進するよう事業者指導の強化が必要である。

また、危険性・有害性の高い廃棄物（使い捨てライター、溶剤、塗料、化学薬品、農薬等）や破碎作業等が困難となる堅牢な廃棄物（スキー板及びサーフボード等のFRP製品、耐火金庫等）については、市区町村の廃棄物収集運搬及び処理過程において適正な処理が困難となっているうえに、製造者等による回収・適正処理も確立していないため、市区町村の一般廃棄物処理事業に支障をきたしており、拡大生産者責任の徹底の観点からも事業者による回収・適正処理システムを早期に確立することが必要である。

さらに、広域認定制度を積極的に活用するなど、事業者による回収・適正処理システムが円滑に機能するよう推進することが必要である。

4 再生利用の促進について

溶融スラグ、エコセメント、木材チップ再生品等の再生資材の需要拡大に向けた所要の措置を講じること。更に、日本工業規格に適合した溶融スラグは、製造する市町村以外の公共工事又は民間工事で利用される場合にも、廃棄物の処分に該当しないよう措置すること。

なお、国の公共事業においても、再生資材の利用促進を図ること。

(説明)

溶融スラグ、エコセメント、木材チップ再生品等の再生資材については、現状においてはバージン材との競争力も乏しく、需要も少ない状態である。これらの状況を改善するため、グリーン購入制度の拡充など再生利用の促進を図るための措置が必要である。

一般廃棄物の溶融固化により得られた溶融スラグは、焼却灰の減容化に資するとともに、土木資材としても利用でき、最終処分場の延命化に一層効果的なことから、積極的に公共工事等へ利用するよう努めているところである。

九都県市内においては、今後、溶融施設の整備が進められ溶融スラグの製造量は増加することが見込まれているが、公共工事が減少していることもあり、溶融スラグを製造する自区内の公共工事だけではすべてを利用しきれない状況にあるため、他の市区町村や都県、国、民間工事などにおいてもより積極的に利用していくことが求められている。

平成19年9月28日付け環廃対発第070928001号では、溶融スラグを製造する市区町村が自ら発注した公共工事で利用する場合と、それ以外の市区町村内や民間工事で利用する場合において廃棄物の処分に該当するか否かの扱いが異なっ

ているが、今後溶融スラグを各行政機関や民間企業などが土木資材として利用し、利用量を拡大していくためには、日本工業規格に適合した溶融スラグについては、廃棄物の処分に該当しないよう措置することが必要である。

5 廃石綿等の対象範囲の拡大及び無害化処理の促進

- (1) 建築物その他の工作物以外から生ずる石綿を含む産業廃棄物について、その性状が人の健康に係る被害を生ずるおそれがあると認められる場合は、特別管理産業廃棄物としての廃石綿等に該当するよう、その対象範囲を拡大すること。
- (2) 廃石綿等の無害化処理技術の確立に努めるとともに、民間事業者における無害化処理認定施設の普及を促進すること。

(説明)

- (1) 特別管理産業廃棄物に該当する廃石綿等については、平成 18 年政令第 250 号による廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の改正により、その対象範囲が建築物その他の工作物へと拡大された。しかしながら、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある廃石綿等は、建築物その他の工作物以外にも、給食センター等で使用される業務用のガス釜、温蔵庫、冷蔵庫等並びに金庫及び電車の車体等といった多岐にわたる設備から発生するものであり、これらについては特別管理産業廃棄物と同様の取扱いにより適正に処理されるべきである。したがって、法における特別管理産業廃棄物としての廃石綿の対象範囲の拡大が必要である。
- (2) 廃石綿等の無害化処理については、認定制度が設けられているが、民間事業者における認定の取得は進んでいない。廃石綿等の最終処分量を減少させて最終処分場の延命を図るためにも、国において無害化処理技術の確立に努めるとともに、民間事業者における無害化処理認定施設の普及を促進する必要がある。

6 PCB 廃棄物の適正処理の推進

- (1) PCB 廃棄物の適正かつ確実な処理を促進するため、現行の PCB 廃棄物処理料金軽減の割合及び対象を拡大すること。
- (2) 可能な限り早期の PCB 廃棄物の適正な処理に向け、現行の拠点的 PCB 廃棄物処理施設及び当該施設において受け入れていない微量 PCB 廃棄物や漏えい物等の処理体制を強化すること。
- (3) 使用中の PCB 含有機器を含めて PCB 廃棄物の早期の処理を実現するため、PCB 廃棄物の処理の現状及び処理を行うまでは適正に保管する必要があることを含め、包括的な広報を実施すること。

(説明)

(1) 日本環境安全事業株式会社でPCB廃棄物を処理する場合、一定の要件に合致する中小企業、学校法人等や過去に中小企業者であった個人には、PCB廃棄物処理基金からの助成金及び国庫補助により処理料金の70%が軽減されることとなっているが、PCB廃棄物の処理には運搬も含めて莫大な費用がかかるため、現下の厳しい経済情勢において適正な処理を確保するには、軽減割合の一層の拡大が欠かせない。

また、現行制度において軽減対象とならないマンションの管理組合等や、不法投棄及び保管事業者の破産等の事由により自治体が処理せざるを得ないような場合においても、軽減措置が適用されるよう、対象範囲の拡大が必要である。

(2) PCB廃棄物については、特別措置法により、平成28年までにその処理を完了しなければならないとされているが、現状ではその処理が遅れており、国において、処理期限の延長も含め検討が行われている。しかし、可能な限り早期にPCB廃棄物を処理することは使命であり、全国5か所の拠点的PCB廃棄物処理施設について、稼働率の向上又は設備の増強等により、早期の適正処理に向けて処理体制を強化する必要がある。

また、拠点的PCB廃棄物処理施設において受け入れていない微量PCB廃棄物等については、現在、全国で環境大臣認定を受けた7事業者及び都道府県知事許可を受けた1事業者が稼働しているところであるが、絶縁油と容器を合わせた処理ができる施設が少ないため、容器処理も含めた無害化処理施設を拡充するなど、引き続きその処理体制を強化する必要がある。特に、PCBが漏えいしている機器等については、緊急に処理されるべきであり、一刻も早い処理体制の構築が必要である。

(3) 現在、事業者において保管中のPCB廃棄物については、特別措置法により届出が義務付けられているが、保管事業者の認識不足により、いまだなお多くのPCB廃棄物が届出されないまま保管されているおそれがある。また、届出の対象となっていない使用中のPCB含有機器についても、早急に適正に処理される必要があり、機器の使用中止を促すためにも、PCB廃棄物の処理の現状及び処理を行うまでは適正に保管する必要があることを含め、関係省庁を含めた包括的な広報を実施する必要がある。

7 電子マニフェストの普及促進

電子マニフェストの料金については、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターにより平成24年4月に、料金改定（一部値下げ）が行われたところであるが、更なる電子マニフェスト普及率の向上を図るため、国において加入の義務化の検討に加え、システム導入の支援体制の充実を図り、その普及を強力的に推進するとともに、システムの適正な運用を図ること。

（説明）

電子マニフェストについては、マニフェストの偽造等を防止することで廃棄物適正処理の推進に役立つことや、平成20年4月から開始されたマニフェスト交付等状況報告制度において報告の必要がなく、事業者及び自治体の事務負担の軽減に役立つことから、その普及が望まれる。しかしながら、国の「IT新改革戦略」（平成18年1月19日）において平成22年度に普及率を50%にするという目標が定められていたにもかかわらず、その目標は達成できていない。

平成24年4月にシステム利用料金の改定が行われたが、今後も加入の義務化の検討に加えて、システム導入の支援体制を充実するなど、電子マニフェストの普及を強力的に推進する必要がある。

また、電子マニフェストは利便なシステムである反面、現場において、現実との乖離を招いているという側面もある。データ入力漏れ、見込み処理、不完全なチェック機能などによる不適正な事態を招かないように、一層のシステムの向上及び適正な運用を図る必要がある。

建設リサイクル法等に関する制度の見直しについての要望書（案）

平成24年 月 日

国土交通大臣 羽田 雄一郎 様
環境大臣 長浜 博行 様

九都県市首脳会議として、別紙のとおり要望いたしますので、特段のご配慮をお願いいたします。

九都県市首脳会議

座長 千葉市長 熊谷 俊人

埼玉県知事 上田 清司

千葉県知事 森田 健作

東京都知事代理 副知事 猪瀬 直樹

神奈川県知事 黒岩 祐治

横浜市市長 林 文子

川崎市市長 阿部 孝夫

さいたま市長 清水 勇人

相模原市長 加山 俊夫

(別紙)

建設リサイクル法等に関する制度の見直しについて

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）については、平成 14 年に完全施行されて以来、特定建設資材をはじめとする建設廃棄物の再資源化率の向上に大きく寄与していますが、一方で、不法投棄全体における建設廃棄物の割合は依然として 7 割前後を占めており、建設廃棄物の適正処理についてはより一層の推進が必要です。

九都県市首脳会議では、建設リサイクル法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に関して、廃棄物適正処理の推進に効果的と考えられる制度や運用等を協議しており、このたび、見直し等が必要と考える事項について、以下のとおり要望します。

1 建設廃棄物の総合的管理による不法投棄対策

建設廃棄物の不法投棄を防止するため、解体工事等から処分に至るまでの廃棄物の流れを総合的に管理するとともに、適正処理に必要な費用が確実に支払われる制度を導入すること。

(説明)

建設リサイクル法の完全施行後、建設廃棄物の不法投棄は減少しているが、不法投棄全体における建設廃棄物の割合はなお大きな割合を占めており、更なる不法投棄対策のための制度及び施策が必要である。

八都県市首脳会議では、平成 19 年に建設廃棄物の総合的管理による不適正処理の防止について要望を行っており、中央環境審議会の「建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討について－とりまとめ」（平成 20 年 12 月）においても、建設廃棄物の流れの「見える化」について検討すべきとされている。

今後、建設廃棄物の総合的管理を検討するに当たっては、既存の電子マニフェストシステムを効率的に利用すること、現行の廃棄物処理法においてマニフェスト交付の対象とならない自己運搬及び自己処分についても当該管理システムにおいて報告の対象とすること、適正処理に必要な費用が確実に支払われる仕組みを導入すること及び建設廃棄物の流れについて関係者や行政が把握できるようにすること等を具体的に制度化し、効果的な仕組みとする必要がある。

2 建設発生木材の再資源化等に関する指針の策定

建設発生木材の適正な再資源化等及び再資源化物の活用を促進するため、建設発生木材の再資源化等の方法、処理基準及び再資源化物の活用方法等に関する指針（ガイドライン等）を策定すること。

（説明）

建設リサイクル法により再資源化等が義務付けられている特定建設資材のうち、建設発生木材については、コンクリートやアスファルト・コンクリートに比べて再資源化率が低迷している。

また、再資源化（熱回収を含む。）の方法、再資源化完了の判断、薬剤処理された木材の適切な再資源化の方法等が定められてなく、再資源化物の規格や活用方法等についても不明確である。

建設発生木材の適正な再資源化等を推進するためには、再資源化等の方法、処理基準、再資源化物の規格及びその活用方法等に関する指針（ガイドライン等）を定めるとともに、再資源化物の需要を喚起し、循環利用先を拡大する必要がある。

3 建設汚泥の発生抑制及び再資源化の推進

建設廃棄物のうち、再資源化が低迷し、最終処分量で大きな割合を占める建設汚泥について、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」の対象とならない民間工事においても発生抑制及び再資源化を推進するため、法により、工事間利用等の再生利用や再資源化を義務付けること。

（説明）

建設汚泥については、再資源化が低迷し、産業廃棄物全体の最終処分量において大きな割合を占めているため、発生抑制及び再資源化の推進が必要である。国土交通省直轄の公共工事で発生する汚泥については、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」により、その再生利用に努めることとされているが、当該ガイドラインの対象とならない民間工事で発生するものについても、発生抑制及び再資源化を推進する必要がある。

建設汚泥は建設資材には当たらないものとされているが、建設リサイクル法で再資源化等が義務付けられる特定建設資材と同様に、法令により再資源化等を義務付ける必要がある。

4 解体工事の工程に係る分別解体等の一層の徹底

解体工事における石綿含有建材の混入防止体制を整備すること。

(説明)

建築物その他工作物の分別解体は建設リサイクル法に基づいて行われているところであるが、解体現場においては未だに重機によるミンチ解体が行われており、その結果としてがれき類や下ごみ等への石綿含有建材の混入が散見される状況にある。

石綿含有建材の混入を防止するために、解体工事の工程に係る分別解体等の一層の強化を図る必要がある。

5 解体系廃石膏ボードのリサイクル促進

建築用内装材料等として広く用いられている石膏ボードのリサイクルの仕組みを確立した上で、建設リサイクル法の特定建設資材として石膏ボードを指定すること。

(説明)

石膏ボードは建築用内装材料等として広く用いられている。しかし昨今の景気の低迷から、他の廃棄物との混合破砕などにより、不適正処理が横行しつつあるとの指摘もあり、また、管理型処分場での処分が義務付けられたことから、管理型処分場逼迫の懸念材料にもなっている。

廃石膏ボードは年間百数十万トン排出されているが、今後さらに増加する見込みであり、そのリサイクル及び適正処理を推進していくことが強く求められている。

廃石膏ボードのリサイクルが進まない大きな要因の一つに、解体系廃石膏ボードをリサイクルする仕組みが確立されていないことが挙げられる。

国土交通省においては、廃石膏ボードの再資源化を目的にした「現場分別解体マニュアル」を作成し、建築物の解体工事や改修工事における石膏ボードの分別解体、管理方法について手順をまとめたところであるが、解体系廃石膏ボードのリサイクルを促進するためには、リサイクルの仕組みを確立した上で、建設リサイクル法において「特定建設資材」に指定されることが必要である。

3 環境問題についての検討状況に係る資料

環境分野における国際協力（報告）

【事業名】 平成24年度青年研修事業「アフリカ(英語圏)都市環境管理」コース

【受入期間】 平成24年8月30日から平成24年9月13日まで

【研修員】 8名

国名	人数	性別	所属 / 職位
エジプト	2	男	国立研究センター 水質汚染研究部 環境研究課 / 准研究員
		女	国立研究センター 水質汚染研究部 環境課 / 研究員
モーリシャス	2	男	地方政府・他島嶼省 固形廃棄物管理課 / 地方行政官
		女	環境・持続的開発省 環境部 政策・企画課 / 環境官
モザンビーク	1	女	マプト市役所 衛生・廃棄物管理局 固形廃棄物管理計画・監視部 / 技官
南スーダン	1	男	環境省 環境研究・訓練・計画局 / 環境計画監督官
スーダン	2	男	環境・森林・都市開発省 環境管理部 / 環境監督官
		女	環境・森林・都市開発省 環境管理部 / 環境監督官

【研修日程】

月日	曜日	時間帯	研修内容	担当
8/30	木	午前	開講式 挨拶、自己紹介、日程および研修の流れの説明	JICA横浜 九都県市
		午後	カントリーレポート発表会	
8/31	金	午前	講義 日本国における環境行政	環境省 千葉市
		午後	講義 地方自治体における環境行政	
9/1	土	終日	自主研修日	
9/2	日	終日	自主研修日	
9/3	月	午前	講義 視察 「水質保全行政(し尿処理、浄化槽汚泥)への取組について」、「大宮南部浄化センター」	さいたま市 埼玉県
		午後	講義 視察 「水質保全(下水道)への取組について」、「荒川水循環センター」	
9/4	火	午前	講義 視察 「閉鎖系湖沼における水質保全対策」、「手賀沼親水広場」	千葉県
		午後	視察 「北千葉導水ビジターセンター」、「逆井河川浄化(りん除去)施設」	
9/5	水	午前	講義 「廃棄物処理行政の取組について」	川崎市
		午後	視察 「浮島処理センター」等	
9/6	木	午前	視察 「スーパーエコタウン内施設」(①バイオエナジー(株))	東京都
		午後	視察 「スーパーエコタウン内施設」(②(株)フューチャー・エコロジー、③(株)アルフォ)	
9/7	金	午前	講義 「緑地保全及び緑化推進の取組」	横浜市
		午後	視察 「横浜市内の緑化施設等」	
9/8	土	終日	自主研修日	
9/9	日	終日	自主研修日	
9/10	月	午前	講義 「環境研究、市民活動支援、環境教育などの取組」	神奈川県
		午後	視察 「神奈川県環境科学センター」	
9/11	火	午前	講義 視察 「水源地域での簡易水道事業の取組」	相模原市
		午後	講義 視察 「ダム湖における水質保全の取組」	
9/12	水	終日	総括レポート等の作成・発表準備	千葉市
9/13	木	午前	総括レポート発表会	JICA横浜 九都県市
		午後	閉講式 評価会、パーティー	

平成24年度 節電及び地球温暖化防止キャンペーンの概要

1 目的

九都県市が自らの率先行動の取組を示すとともに、住民・事業者自らが節電や省エネルギーなどを含めた地球温暖化防止への取組の緊急性を理解し、率先して行動するように、「節電及び地球温暖化防止キャンペーン」を実施している。

2 事業期間

(1) 「夏のライフスタイルの実践行動」キャンペーンの実施

平成24年5月1日～平成24年10月31日

(2) 「冬のライフスタイルの実践行動」キャンペーンの実施

平成24年12月1日～平成25年3月31日

3 キャンペーンテーマ

節電・省エネ、みんなで実践！「つづけよう」「ひろげよう」

4 取組内容

(1) 「夏のライフスタイルの実践行動」キャンペーン

ア 各都県市における率先取組・クールビズの実施

冷房の適温設定、照明の間引き、エレベーターの運転台数の削減、OA機器の省エネモード設定等により電力需要の削減への取組を実施した。

また、平成24年5月1日から平成24年10月31日までの間、九都県市共同でクールビズの取組を行った。

イ ポスター等の掲出等による普及啓発

ポスター、ステッカー及びマグネットを作成し、これらの配布・掲出を通じて、住民・事業者が節電及び地球温暖化防止に向けた取組への協力を呼びかけた。

(ア) 作成物・作成枚数

- a ポスター（A2判） 7,000枚
- b ポスター（B3判） 約8,200枚
- c ステッカー 5,000枚
- d マグネット 5,000組（2種1組：計10,000個）

(イ) 配布・掲出箇所

- a J R 東日本の首都圏在来線車両（下記(ウ)を参照）
- b 各都県市における民間のオフィス・店舗等事業所やバス等の公共交通機関、公共施設等



<ポスター（A2判）>



<ポスター（B3判）>



<ステッカー>



<マグネット（２種）>

(ウ) J R 東日本の首都圏在来線車両へのポスター（B 3 判）掲出の概要

- a 掲出路線 京浜東北線・根岸線、横浜線、南武線、鶴見線、相模線、埼京線、りんかい線、山手線、常磐線、中央線快速、中央総武線各駅停車、京葉線、青梅線、五日市線、武蔵野線、横須賀・総武線、宇都宮・高崎線
- b 掲出期間 平成24年7月2日～平成24年7月15日（全路線共通）
- c 掲出位置 電車内まど上（写真のとおり）



<京浜東北線>



<宇都宮・高崎線>

(2) 各都県市における普及啓発イベント等の実施、啓発物品の配布等

普及啓発用LEDライトの作成・配布（埼玉県）、節電啓発用ピンバッジの作成・配布（千葉県）、地球環境イベント・アジェンダの日2012（神奈川県）、CC等々力エコ暮らしこフェア（川崎市）、さいたま市節電・地球温暖化防止街頭キャンペーン（さいたま市）等

(3) 広域的取組との連携

関西広域連合・中部圏知事会・四国地球温暖化対策推進連絡協議会と連携して普及啓発を実施

(4) ホームページを活用した情報提供（<http://www.tokenshi-kankyo.jp/>）

節電及び地球温暖化防止に係る普及啓発活動、各都県市における節電の取組、関係機関の節電に関する情報を掲載した関連ページのリンク先や地球温暖化に関する基礎情報などを掲載することで、住民や事業者などへの啓発を行った。

(5) 「冬のライフスタイルの実践行動」キャンペーン

本年12月1日から実施予定

平成 24 年度 再生可能エネルギーの導入促進事業報告の概要

1 再生可能エネルギー活用セミナー

(1) 目的

太陽エネルギーを中心とした再生可能エネルギーの導入促進を図ることを目的として、再生可能エネルギーを導入しようとする住民・事業者などを対象に、固定価格買取制度や太陽熱利用等の最新情報に関するセミナーを開催し、普及啓発を行う。

(2) 開催期日等

開催日	担当都県市	定員数
8月21日(火)	東京都(23区)	200人
8月24日(金)	千葉市	100人
8月28日(火)	さいたま市	60人
8月30日(木)	東京都(23区外)	200人
9月3日(月)	横浜市	100人
9月4日(火)	埼玉県	150人
10月15日(月)	川崎市	100人
10月16日(火)	神奈川県	90人
10月17日(水)	千葉県	200人
10月31日(水)	相模原市	100人
合計		1,300人

(3) セミナー内容

- ・「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」、「太陽熱利用のメリットや最新動向」及び「住宅から見た再生可能エネルギー利用とスマート化(仮)」について講演
- ・各都県市の取り組みについて情報提供
- ・「再エネ・省エネ技術ガイドブック」を配布
- ・講師は以下のとおり

経済産業省 関東経済産業局 エネルギー対策課
経済産業省 資源エネルギー庁 新エネルギー対策課
日本環境技研株式会社
社団法人 ソーラーシステム振興協会
一般社団法人 日本ガス協会
一般社団法人 環境共生住宅推進協議会

(4) グリーン熱証書

各会場 10,000 MJ、合計 100,000 MJ (5.2 t-CO₂ 相当分) のグリーン熱(太陽熱)を活用。

2 太陽熱利用機器の普及啓発

(1) 目的

再生可能エネルギーの中でも太陽熱利用機器について、住民を対象として太陽熱を利用する魅力を認識してもらうために効果的かつ広域的な普及啓発を図る。

(2) テーマ

「熱は熱で」

（「給湯や暖房など比較的低温で利用される熱は、なるべく太陽熱などの再生可能エネルギーによって生み出される熱で賄いましょう」という考え方）

(3) 取組内容

ア ポスター等の掲出による住民・事業者への周知

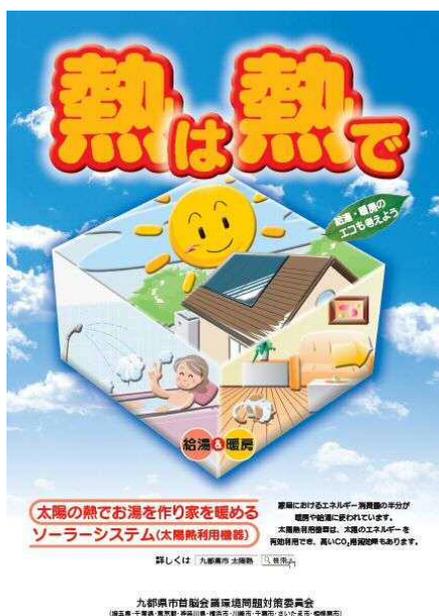
ポスターを作成し、これらの配布・掲出を通して太陽熱利用の有効性に関する普及啓発を実施した。

(ア) 作成枚数

A 2 : 4, 500枚、B 3 : 350枚（各自治体配布用）

B 2 : 80枚（駅掲出用）

(ポスターデザインA 2, B 2判)



(ポスターデザインB 3判)



(イ) 配布先

各都県市の関係施設及び事業者等

(ウ) J R 東日本圏内の駅ポスター掲出の概要

【期間】

平成24年10月1日～31日の期間中で連続した2週間（駅ごとに異なる）

【掲出駅】

・東京エリア

新宿、五反田、神田、板橋、高円寺、南千住

・横浜エリア

横浜、町田、武蔵小杉(2)、東戸塚、戸塚、平塚(2)、茅ヶ崎、小田原、
登戸、武蔵溝ノ口、橋本、淵野辺、鶴見、新川崎、鹿島田、相模原、稲田堤、
古淵、矢部、小机、大磯、原当麻、上溝、相武台下

・八王子エリア

立川、三鷹、高尾、西国分寺、東所沢、相模湖

・大宮エリア

大宮、浦和、さいたま新都心、北朝霞、南越谷、南浦和、北浦和、久喜、
川越、北与野、新白岡、熊谷

・千葉エリア

船橋、津田沼、稲毛、都賀、四街道、蘇我、海浜幕張、検見川浜、稲毛海岸、
幕張本郷、幕張、五井、東松戸、鎌取、誉田、土気、浜野、小林

全66か所 68枚のポスター掲出

イ ホームページを活用した情報提供

太陽熱利用に関する基礎情報や関連情報のリンク先などを掲載することで、住民や事業者などへの情報提供を行った。

東京湾水質一斉調査について

1. 環境調査

(1) 調査日

平成 24 年 8 月 1 日（水）を基準日とし実施した。
なお、基準日の前後（7 月 29 日～8 月 17 日）に実施された調査についても対象とした。
（平成 23 年度調査：平成 23 年 8 月 3 日を基準日とし、7 月 28 日～8 月 30 日の調査についても対象とした。）

(2) 参加機関

※133 機関・団体（別添 1、「参加機関一覧^(注)」参照）

（注）環境調査のほか生物データ収集や環境啓発活動に参加した機関も含む。

（平成 23 年度調査：139 機関・団体）

(3) 調査地点

※海域 423 地点、陸域 353 地点 計 776 地点

（平成 23 年度調査：海域 449 地点、陸域 371 地点 計 820 地点）

(4) 調査項目

海域又は河川において、溶存酸素量（DO）、化学的酸素要求量（COD）、水温、塩分、流量、透明度等の環境調査を実施した。

(5) 調査結果

海域の溶存酸素量（DO）及び河川の化学的酸素要求量（COD）の測定値の一部を使用して、東京湾の底層DO分布図や代表的な河川のCOD分布図を作成するなど、結果概要を東京湾再生推進会議ホームページ上の東京湾水質一斉調査のページに掲載した。

※参加機関数及び調査地点数は平成 24 年 9 月 12 日時点。

（調査取りまとめ）

東京湾再生推進会議モニタリング分科会（事務局：海上保安庁）

2. 生物データ収集

平成 24 年 4 月から 9 月に実施した底生生物や魚類などの生物調査の結果を収集した。

3. 環境啓発活動

東京湾岸及び流域の事業者や住民の方々に東京湾再生への関心を醸成するため、東京湾水質一斉調査に関連した様々な環境啓発活動を実施した。

横浜市	○親子の下水道理科実験教室 ○夏休み親子の下水道教室 ○東京湾クリーンアップ大作戦・横浜港特別行事 ○横浜防災フェア 【共催：第三管区海上保安本部、関東地方整備局】
-----	--

参加機関一覧

<国：5機関>

- ・海上保安庁
- ・環境省
- ・水産庁
- ・国土交通省関東地方整備局
- ・第三管区海上保安本部

<地方自治体：32自治体>

- ・埼玉県
- ・千葉県
- ・東京都
- ・神奈川県
- ・横浜市
- ・川崎市
- ・千葉市
- ・さいたま市
- ・横須賀市
- ・川越市
- ・熊谷市
- ・川口市
- ・所沢市
- ・春日部市
- ・草加市
- ・越谷市
- ・狭山市
- ・市川市
- ・船橋市
- ・松戸市
- ・習志野市
- ・市原市
- ・袖ヶ浦市
- ・館山市
- ・八王子市
- ・町田市
- ・港区
- ・品川区
- ・大田区
- ・江戸川区
- ・中央区
- ・江東区

<大学：6機関>

- ・東京大学
- ・東京海洋大学
- ・東京工業大学
- ・東邦大学
- ・横浜国立大学
- ・横浜市立大学

<研究機関など：13機関>

- ・国土交通省国土技術政策総合研究所
- ・(独) 港湾空港技術研究所
- ・(独) 国立環境研究所
- ・(独) 水産総合研究センター 増養殖研究所
- ・(独) 水産総合研究センター 中央水産研究所
- ・神奈川県水産技術センター
- ・(公財) 東京動物園協会葛西臨海水族園
- ・(財) 日本海事科学振興財団 船の科学館
- ・(公財) 日本野鳥の会
- ・(公財) 横浜市緑の協会
- ・千葉県内湾底引き網研究会連合会
- ・江戸川区子ども未来館

<企業など：69社・部門>

- ・曙ブレーキ岩槻製造株式会社
- ・株式会社東京久栄
- ・旭化成ケミカルズ株式会社川崎製造所
- ・東京ガス株式会社袖ヶ浦工場
- ・旭硝子株式会社京浜工場
- ・東京ガス株式会社根岸工場
- ・味の素株式会社川崎事業所
- ・東京湾埠頭株式会社
- ・アルバック成膜株式会社
- ・株式会社東芝浜川崎工場
- ・板橋化学株式会社
- ・株式会社東芝横浜事業所
- ・株式会社沿岸生態系リサーチセンター
- ・東燃ゼネラル石油株式会社川崎工場
- ・川崎化成工業株式会社
- ・流山キッコーマン株式会社
- ・キッコーマン食品株式会社野田工場
- ・日油株式会社川崎事業所
- ・キリンビール株式会社横浜工場
- ・日産自動車株式会社追浜工場
- ・株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン
- ・日産自動車株式会社本牧専用埠頭
- ・埼玉県環境計量協議会
- ・日産自動車株式会社横浜工場
- ・三栄レギュレーター株式会社東京工場
- ・日清オイリオグループ株式会社横浜磯子事業場
- ・J X日鉱日石エネルギー株式会社川崎製造所
- ・日本オキシラン株式会社
- ・J X日鉱日石エネルギー株式会社根岸製油所
- ・株式会社日本海洋生物研究所
- ・J F Eエンジニアリング株式会社鶴見事業所
- ・日本工営株式会社

- ・ J F E 鋼板株式会社
- ・ J F E スチール株式会社東日本製鉄所（京浜地区）
- ・ J F E スチール株式会社東日本製鉄所（千葉地区）
- ・株式会社 J-オイルミルズ千葉工場
- ・株式会社 JTB 法人東京
- ・株式会社地盤試験所
- ・清水建設株式会社
- ・習和産業株式会社
- ・昭和電工株式会社秩父事業所
- ・新日本製鐵株式会社君津製鐵所
- ・新日本製鐵株式会社技術開発本部
- ・新東日本製糖株式会社
- ・住友化学株式会社千葉工場（袖ヶ浦地区）
- ・セントラル硝子株式会社川崎工場
- ・太平洋製糖株式会社
- ・鶴見曹達株式会社
- ・電源開発株式会社磯子火力発電所
- ・東亜石油株式会社京浜製油所
- ・日本合成アルコール株式会社川崎工場
- ・株式会社日本触媒川崎製造所浮島工場
- ・株式会社日本触媒川崎製造所千鳥工場
- ・日本ゼオン株式会社川崎工場
- ・日本冶金工業株式会社
- ・日本乳化剤株式会社川崎工場
- ・日本ポリエチレン株式会社川崎工場
- ・日本ユニカー株式会社川崎工業所
- ・株式会社日立製作所中央研究所
- ・保土谷化学株式会社横浜工場
- ・三菱レイヨン株式会社横浜事業所
- ・森永乳業株式会社東京工場
- ・森永乳業株式会社東京多摩工場
- ・株式会社ユーベック
- ・雪印メグミルク株式会社日野工場
- ・横浜市漁業協同組合
- ・横浜ベイサイドマリーナ株式会社
- ・ラジオ日本株式会社
- ・株式会社ロッテ浦和工場

<市民団体など：8団体>

- ・海をつくる会
- ・東大和氏 空堀川を考える会
- ・NPO 法人 えどがわエコセンター
- ・NPO 法人 日本水中科学協会
- ・金沢八景一東京湾アマモ場再生会議
- ・認定 NPO 法人 ふるさと東京を考える実行委員会
- ・NPO 法人 シーフレンズ
- ・帆船日本丸記念財団

緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置及び 国の財政支援策の拡充等に関する要望について

平成24年7月25日

九都県市の緑地は、都市化の進展により現在もなお減少を続けています。一方、ヒートアイランド現象の緩和や水源のかん養、地球温暖化の軽減、生物多様性の保全、良好な景観の形成など、緑地のもつ公益的機能は多岐に渡っており、特に、東日本大震災の発生を受けて、緑地のもつ防災機能の重要性など、緑地が果たす役割への期待は、今まで以上に高まりを見せています。

九都県市においては、緑地が持つ公益的機能を十分に活かし、自然と共生した快適な生活環境を確保していくうえで、緑地の保全・創出・再生が喫緊の課題となっています。

このため、必要な法令改正の措置を講ずるとともに、国の財政支援策の拡充を図るよう、九都県市首脳会議として、別紙のとおり要望いたします。

総務大臣	川端達夫様
財務大臣	安住淳様
国土交通大臣	羽田雄一郎様
環境大臣	細野豪志様

九都県市首脳会議

座長	千葉市長	熊谷俊人
	埼玉県知事	上田清司
	千葉県知事	森田健作
	東京都知事	石原慎太郎
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	林文子
	川崎市市長	阿部孝夫
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	加山俊夫

(別紙)

- 1 保全緑地に係る相続税について、納税猶予制度を創設するなど、土地所有者が緑地を持続的に保有できるよう、税負担の軽減措置を講じていただきたい。
- 2 物納された緑地（農地を含む）を地方公共団体が優先して保全できるように、無償貸付する制度を新たに構築していただきたい。
- 3 保全緑地の公有化に係る譲渡所得の特別控除額の引き上げなど、制度の拡充を図っていただきたい。
- 4 地方公共団体が交付する緑地保全奨励金等は、非課税にしていただきたい。
- 5 首都圏の広域的な大規模緑地を保全する近郊緑地保全制度を堅持していただきたい。
また、首都圏の都市環境インフラのランドデザインにおける「保全すべき自然環境」の積極的な保全を推進していただきたい。
- 6 地方公共団体による緑地や公園の用地取得・整備、保全緑地の維持管理に対する財政支援策を充実していただきたい。
- 7 緑化地域制度について、適用除外する建築物の見直しを図るとともに、地方公共団体が柔軟に運用できるよう、制度の拡充を図っていただきたい。
また、緑化施設に対する固定資産税の特例措置を復活していただきたい。
- 8 買取り申出のあった生産緑地を地方公共団体が買い取るための財政支援策を講じていただきたい。

(要望内容の趣旨)

九都県市においては、減少が続く緑地を保全・創出・再生するために様々な事業を推進しています。

緑地の保全に係る税制面については、これまで相続税等の軽減など優遇措置が図られてきましたが、依然として相続税対策に伴う緑地の減少が九都県市の大きな課題となっています。

また、市街化が進む九都県市では、ヒートアイランド現象の緩和等都市環境の負荷の低減に資するため、それぞれの自治体が独自に緑地保全や緑化推進制度の創設などに努めておりますが、より一層効果的な事業の展開が求められています。

そこで、次のとおり要望します。

- 1 高額な相続税は、相続発生時に緑地を開発用地として転用・売却する主な原因の一つとなっており、首都圏における緑地減少の大きな要因となっている。

そこで、緑地のもつ公益的機能を確保する観点から、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区及び緑地保全地域、並びに九都県市それぞれ独自の条例等に基づく緑地（以下「保全緑地」）について、土地所有者が緑地を持ち続けられるよう、相続税の納税猶予制度の創設、評価減の拡充など税負担の軽減策を講じていただきたい。

同様に、市民緑地や公園用地として借地している樹林地についても、相続税の土地評価における評価減の割合を引き上げるなどの措置を講じていただきたい。

- 2 九都県市が緑地保全策の対象にしている土地の相続税の物納にあたっては、地方公共団体が優先的に保全できるよう、当該物納地を無償貸付する制度の創設を図っていただきたい。

- 3 保全緑地の指定の推進に向け、特別緑地保全地区や条例等に基づく緑地の用地買取りに伴う譲渡所得の特別控除額の引上げに加え、連続した年度の買取りも控除対象とできるようにしていただきたい。

- 4 保全緑地について、土地所有者が緑地を持ち続け、良好に維持管理できるよう、地方公共団体では土地所有者の理解と協力のもと、条例等に基づき様々な保全施策を講じ、保全緑地の土地所有者に対して緑地保全奨励金等を交付している。

この緑地保全奨励金等は課税されていることから、その制度の趣旨を尊重して非課税措置を講じていただきたい。

5 九都県市においては依然として開発圧力が高く、広域的な大規模緑地を保全する必要があることから、首都圏の広域的な大規模緑地を保全する近郊緑地保全制度を堅持していただきたい。

また、首都圏の都市環境インフラのランドデザインにおける「保全すべき自然環境」の積極的な保全を推進していただきたい。

6 地方公共団体においては、緑地の保全や都市公園等の整備など緑地を確保するための様々な施策を展開している。

今後これらの施策を一層推進する必要があることから、地方公共団体による緑地や公園の用地取得、整備に対する財政支援を拡充するとともに、地域制緑地における維持管理に係る財政支援策を構築していただきたい。

7 地方公共団体では良好な都市環境の形成を図るために、緑が不足している市街地などにおいて、緑化を推進するための様々な施策を展開している。

今後、市街地の緑化を一層推進するため、一定以上の建築物の新增築に伴い敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける緑化地域制度について、現在適用除外となっている、建ぺい率の限度が10分の8とされている地域内で、かつ防火地域内にある耐火建築物などについても規制が適用されるよう見直しを図るとともに、緑化面積の算出方法などを地方公共団体が柔軟に運用できるよう、制度の拡充を図っていただきたい。

また、緑化施設整備計画認定制度における建築物の屋上や空地などの敷地内に整備した緑化施設に対する固定資産税（償却資産）の特例措置について、平成23年6月30日をもって廃止されたが、当該特例措置を復活していただきたい。

8 生産緑地地区は市街化区域内の農地として優れた緑地機能を有しているが、営農者の死亡等により買取り申出がされても、多くの地方公共団体は財政上の理由から買取りができずに、生産緑地地区の指定を解除している。

そこで、生産緑地地区の緑地機能を継続するため、買取り申出のあった生産緑地について地方公共団体による買取りを推進できるよう、補助制度の創設をお願いしたい。

4 防災・危機管理対策についての 検討状況に係る資料

首都圏における地震防災対策の充実強化等

昨年の東日本大震災は東北地方だけではなく、首都圏においても住宅やライフライン、農地などに深刻な被害をもたらした。また、鉄道が運行を停止したことにより大量の帰宅困難者が発生し、迅速で正確な情報提供や一時滞在施設の確保・誘導など様々な課題が顕在化した。

首都直下地震についてはかねてから切迫性が指摘されていたが、最新の知見によれば、従来の想定を上回る被害が発生するとされている。我が国の政治・経済の中心である首都圏が、ひとたび、そのような大地震に見舞われた場合には、住民の生命、財産はもとより、社会のあらゆる分野に甚大な被害が生じ、国際社会にも重大な影響が及ぶことになる。

そこで、首都直下地震等による被害を軽減するとともに首都中枢機能を維持するためには、今回の震災の教訓を踏まえつつ、地震防災対策の一層の充実強化を図る必要がある。また、対策を迅速かつ的確に実施していくためには、国と九都県市が協働していくことが不可欠である。よって、下記事項について提案する。

記

- 1 首都直下地震をはじめ首都圏に甚大な被害を及ぼす恐れのある地震、それに付随する津波及び液状化に関する調査・観測・研究をさらに充実・強化すること。
- 2 高層ビルや石油タンクなどに被害を及ぼす長周期地震動に関する研究を一層推進するとともに、その成果を活かした対策についても推進すること。
- 3 首都圏において大規模地震等が発生した際、国や国の関係団体等の施設について、域外からの救援活動等が円滑に行われるための拠点や帰宅困難者の一時滞在施設として活用できるようにすること。また、救援活動等を行う上で活用しやすい環境を整備すること。

- 4 帰宅困難者対策を推進するため、災害に強い通信基盤の整備や、外出者が必要とする情報を迅速かつ的確に提供するための体制づくり、発災時の基本原則の周知徹底及び、帰宅困難者の一時滞在施設の確保等について対応すること。
- 5 被災者の生活再建の根幹となる災害証明書は、国の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づいて自治体の裁量で発行されており、各種の被災者支援制度を公平かつ公正に運用する上で課題となっている。そこで、災害証明書発行及び被害認定調査を行う者の身分や権限の法的根拠の明確化を図ること。更に、被害認定調査を行う人材を育成・確保するための全国的な制度を構築すること。
- 6 各自治体における「首都直下地震 防災・減災特別プロジェクト」に関する調査研究成果の実用化と普及を推進するため、財政措置等の所要の施策を早急に講ずること。
- 7 被災者生活再建支援法の適用については、住宅の全壊被害を受けた世帯が地域内で一定数以上発生したことが要件となっており、居住地域によっては適用の対象にならないという不均衡が生じているため、被災した全ての地域が支援の対象となるよう見直すこと。また、被災者生活再建支援基金による対応が困難な大規模災害時においては、国の負担による特別な措置を講ずること。

首都圏における国民保護の推進等について

我が国の政治・経済の中心である首都圏は、複数の国際空港や国際港湾を擁しており、武力攻撃事態や大規模テロ等の発生時には、首都機能や経済機能に重大な影響が出ることが予想され、また、その事態は、自治体の対処能力を超えるものと危惧される。

そこで、国においては、平成16年に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」を制定し、平成17年には「国民の保護に関する基本指針」を策定し、九都県市では、「国民保護計画」の策定をはじめとした体制を整備したところである。また、九都県市地震防災・危機管理対策部会では、毎月の危機管理対策担当者会議や研修会等を通じて、首都圏の特殊性を踏まえた連携体制の充実等の対策の推進を図っている。

しかし、物資の備蓄や広域避難などの具体的内容については、国は未だ明らかにしていない。国民保護措置は法定受託事務であることから、まず国と地方公共団体との役割を整理したうえで、費用については国で負担する必要がある。

このため、国においては、国民保護の推進のため、強いリーダーシップを持ってさらなる具体的な対応を図るよう、引き続き下記の事項について提案する。

記

1 武力攻撃事態や大規模テロ等に備えるため、物資及び資材等の備蓄に当たっては、以下のとおり整備すること。

(1) NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害等に対処するための物資及び資材等は、国の責任において確保すること。また、物資及び資材等の備蓄施設、有事の搬送方法について、指針を示すこと。

(2) 国は、地方公共団体と意見交換を行い、国と地方公共団体との役割を明示し、地方公共団体が備蓄する場合においては、物資及び資材等の種類や数量をガイドラインで示すとともに、その財源を措置すること。

2 迅速かつ円滑な住民の広域避難を実施するために、国においては、広域避難・救援に関して具体的検討を進め、国が行う指示事項と都道府県・市区町村が行う業務内容を明確にした対処マニュアル等を策定すること。

また、住民避難の実施にあたっては、被害が複数都県市にまたがることから、国が首都圏の公共交通機関をはじめとする関係機関の総合調整を行うこと。

3 国は、国民保護に係る事業を円滑に推進するため、住民の理解を深める啓発に主導的に取り組むこと。

4 自治体におけるテロ対策等に関する人材の育成・確保及び専門性の向上を図るため、自治体の実情に応じて、実践的な研修や訓練に関する指導・助言等の支援を行うこと。

5 緊急事態における国民及び自治体への情報提供については、その手段や発信基準等を明確にし、迅速かつ適切に実施すること。

首都圏における新型インフルエンザ対策について

平成21年4月にメキシコで発生し、世界各地で流行した新型インフルエンザ（インフルエンザ（H1N1）2009）の経験を踏まえ、実際に発生した新型インフルエンザウイルスの病原性に応じて弾力的な対応ができるよう、国の「新型インフルエンザ対策行動計画」が平成23年9月に改定されました。しかしながら、今後、強毒性の新型インフルエンザが発生し流行する可能性があることに変わりはないため、九都県市としましては、引き続き首都圏における新型インフルエンザの発生に備えた広域的な連携の強化に努めているところです。

平成24年5月に、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下、「特別措置法」という。）が公布されましたが、地方自治体の役割や権限、ワクチン接種体制、医療体制整備及び必要物資の備蓄等に係る具体的な指針や財源措置等が現時点で明確に示されていないことから、実際に新型インフルエンザが発生した際に医療現場や地方自治体において混乱が生じることが危惧されます。

今後、都道府県や市町村等地域の実情を十分に踏まえた上で、必要な基準や各種ガイドラインを整備し、必要物資の備蓄等に関する財源措置を早急に行うことが必要であると考えており、国におかれましては、新型インフルエンザ対策を国家的な危機管理の問題として、強いリーダーシップを持って、下記の事項について特段の措置を講じられることを要望いたします。

記

- 1 地方自治体において新型インフルエンザ対策の推進に向け、抗インフルエンザウイルス薬の投与、ワクチン接種、その他医療的措置等に関する検討を行うにあたり、その基となる具体的な基準やガイドライン等を早急に提示すること。
- 2 地方自治体における新型インフルエンザ対策を充実・強化するため、平時における医療資機材の備蓄、発生時に各自治体で対応すべき相談業務及びワクチン接種等に係る緊急的な必要経費について、各自治体の負担を軽減するために、財源措置の充実強化を図ること。
- 3 抗インフルエンザウイルス薬について、流通備蓄の拡大及び純国産の新薬を採用し、備蓄薬の種類を分散することで、これまでのタミフルに偏重した長期備蓄及び大量廃棄を解消する体制を検討すること。また、総備蓄量及び各備蓄薬の割合については明確な根拠を示し、プレパンデミックワクチンと同様に国での一括管理とするとともに、地方

自治体が必要とした場合には、迅速に供給できる体制を整備すること。すでに各自治体において備蓄している抗インフルエンザウイルス薬については、薬価差益補正による有効活用方法等の検討を速やかに進め、廃棄にあたっての方針を示し、必要な財源措置を講ずること。国での一括管理が不可能な場合には、期限切れとなる備蓄薬の廃棄と共に、補充に関しても国費による財源措置を講ずること。

- 4 特別措置法上、地方公務員及び住民に対する新型インフルエンザワクチン接種の実施主体は地方自治体となっているが、ワクチン接種事業については国がワクチン接種対象者の範囲、優先順位、費用負担及び副反応等について国民に混乱が生じないように、十分な説明と周知を行うこと。

- 5 新型インフルエンザに関して国から発信される情報は、一元的かつポイントを整理したものを国民に広く、確実に提供すること。また、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という。）第16条において規定されている情報の公表に関して、個人情報保護に留意した公表の方法及び内容について、地方自治体により取扱いに差違が生じないように、基準を示すこと。また、国の公表に伴い、地方自治体の対応が必要となる事項については、報道発表前に各自治体に情報提供を行うなど、連携を徹底すること。

- 6 新型インフルエンザ発生時における帰国者・接触者相談センターの設置、感染症指定医療機関における診療体制の確保及び感染拡大状況に応じた一般医療機関での診療体制の確保等について、地方自治体において関係団体、関係機関等と調整を行っているところであるが、国においても日本医師会等の関係団体、関係機関等へ具体的内容を提示し、十分な協力が得られるように調整を図るとともに、医療資機材や設備整備等の基準を明確に示し、必要な財政措置を講ずること。

- 7 感染症法上、入院勧告・措置に伴う新型インフルエンザ患者の搬送及び移送については、都道府県及び保健所設置市区において行うこととされているが、多数の患者発生時には対応が困難になると見込まれるため、入院勧告時の緊急車両の利用等を含め、国においても迅速かつ的確な搬送・移送体制の確保について対策を講ずること。

- 8 特別措置法上、医療関係者に対する新型インフルエンザ等患者への医療等の実施要請については、都道府県知事が要請することとなっているが、国においても当該医療関係者に危険が及ばないために必要な措置の基準や財源措置を講ずるとともに、補償内容や範囲を明確にし、十分な協力が得られるように日本医師会等の関係団体及び関係機関等

への説明を行うこと。

- 9 特別措置法上、新型インフルエンザ等緊急事態時における国民への外出自粛の要請並びに学校、社会福祉施設、興行場等における催物の開催停止の要請及び事業者への指示については、都道府県知事等が行うこととなっているが、広域的な人権の制約につながる恐れがあるため、国が具体的な基準や根拠等を示すとともに、国民及び事業者等に混乱が生じないよう事前に十分な説明と周知を行うこと。また、国が主体となって全国的な大規模集会や興行等の自粛及び公共交通機関における感染拡大を防止するための対策を講じること。

- 10 新型インフルエンザ等の発生に適切かつ迅速に対応するために、病原体検査等で重要な役割を果たす地方衛生研究所の機能強化を図るための必要な財源措置等を講ずること。

5 首脳会議で提案された諸問題についての
検討状況に係る資料

自転車安全利用対策の強化についての要望書(案)

道路交通法上、自転車は車道走行が原則とされています。

しかし、交通事故の多発に伴い歩道走行を容認した過去の経緯から、今や歩道走行が一般化しています。車道の右側通行、携帯電話を操作しながらの走行等の交通ルール無視やマナーの悪さが社会問題化しています。

今後、自転車の安全な利用を促進するためには、自転車利用者の交通安全意識を高めるとともに、自転車利用者に交通ルールの遵守やマナーの向上を促す制度が不可欠です。

また、自転車走行環境の整備を可能な限り進め、自動車、歩行者と自転車が共に安全に通行できる環境づくりを推進していく必要があります。

つきましては、国において次のとおり自転車安全利用対策の強化に取り組まれるよう、要望します。

- 1 自転車利用者に交通ルールの遵守とマナーの向上を促すため、「自転車は車両である」ことを中心とした広報啓発活動を積極的に展開すること。
また、自転車の交通ルールの簡素化、講習の義務付け、違反行為に対する処罰制度の見直しなど、道路交通法を改正し、自転車利用者の交通ルール違反に対して厳格に対処できる体制や制度の整備を図ること。
- 2 児童及び生徒に対する自転車交通安全教育の徹底を図るため、「学校安全の推進に関する計画」に基づき教育時間の確保方法や指導内容を学校に分かりやすく示すなど、教育委員会や学校が自転車交通安全教育を積極的に実施できる環境を整備すること。
- 3 自転車走行環境の整備を進めるため、国のガイドラインに基づき自転車走行空間の整備に取り組む自治体を積極的に支援するなど、自転車走行環境の整備に国が主体的に取り組むこと。
- 4 より安全な自転車の普及を図るため、日本工業規格の見直しや、自転車業界が定めた「自転車安全基準」の活用等により、自転車製造メーカーや自転車小売業者に対し、自動点灯式前照灯、ウィンカー、バックミラーその他の安全装備の普及開発を促すこと。

平成24年 月 日

内閣総理大臣 野田 佳彦 様
文部科学大臣 田中 眞紀子 様
経済産業大臣 枝野 幸男 様
国土交通大臣 羽田 雄一郎 様
国家公安委員会委員長 小平 忠正 様
内閣府特命担当大臣（金融・「新しい公共」・少子化対策・男女共同参画）
中塚 一宏 様

九都県市首脳会議

座長 千葉県市長	熊谷 俊人
埼玉県知事	上田 清司
千葉県知事	森田 健作
東京都知事代理 副知事	猪瀬 直樹
神奈川県知事	黒岩 祐治
横浜市市長	林 文子
川崎市市長	阿部 孝夫
さいたま市長	清水 勇人
相模原市長	加山 俊夫

首都圏のエネルギー問題に関する検討会 検討概要

1 規制緩和・行政支援策に関する検討状況

東京電力株式会社の電気料金の値上げ及び東京電力株式会社と原子力損害賠償支援機構による「総合特別事業計画」の策定に関する緊急要望（第61回首脳会議にて報告）の後、各都県市の行政支援策を「供給面」「需要面」「需給両面」の視点から取りまとめ、九都県市首脳会議のホームページに掲載した（概要は以下の通り）。
今後は、各都県市による行政支援策を推進するとともに、連携を強化していく。

エネルギーの供給面・需要面・需給両面に関する 各都県市の取組事例（概要版）

（1）供給面での取組

① 系統電力の低炭素化に向けた取組事例

- 高効率火力発電に関する検討・支援等・・・《千葉県・東京都・千葉市》
- 遊休地利用等によるメガソーラーの設置・・・《神奈川県・川崎市・相模原市》

② 地域分散型発電の推進に向けた取組事例

- 農業用水路を活用した小水力発電の導入促進・・・《神奈川県》
- 特定電気事業の枠組等を利用した地域安定供給及び防災強化・・・《横浜市》
- 保有施設への導入推進・・・《さいたま市・相模原市》
- 高効率コジェネレーション等による自立分散型エネルギーの推進・・・《東京都》

③ 再生可能エネルギーの導入に向けた取組事例

- 太陽光発電導入補助・・・《9都県市》
- 太陽熱機器導入補助・・・《6自治体：東京都・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市》
- HEMS、蓄電池等導入補助・・・《3自治体：東京都・横浜市・さいたま市》
- 民間・市民団体等との共同による導入推進等・・・《6自治体：埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・川崎市・相模原市》
- 導入拡大に向けた調査・・・《4自治体：埼玉県・千葉県・神奈川県・千葉市》

④ その他供給面での取組事例

- 民間や自治体同士で構成される協議会による普及促進・・・《6自治体：埼玉県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市》
- メガソーラー設置可能用地への誘致・・・《神奈川県》
- 公営電気事業における売電先の見直し・・・《東京都》

（2）需要面での取組

① 節電対策等、需要面での取組事例

- 震災を踏まえた電力需給対策の実施・・・《9都県市》
- 先駆的取組を行う企業と連携したスマートエネルギーシティの実現に向けたグッドプラクティスの情報発信《東京都》

② 電力会社からの電源調達

- 規模はそれぞれだが、全都県市で競争入札による電源調達は実施
- 入札において環境性を配慮している自治体・・・《6自治体：埼玉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市》
- 導入拡大の検討・・・《7自治体：埼玉県・千葉県・東京都・横浜市・川崎市・千葉市・相模原市》
 - ※新電力の取扱い電源に限りがある中で、多くの施設への導入拡大には電力制度改革が必要不可欠
- 電力会社供給区域外からの供給も含めた多様な電力調達の検討・・・《東京都》
- 東電値上げによる入札不調を踏まえ、複数施設を一括契約するなど契約方法の見直し検討《神奈川県》

(3) 電力需給両面からの最適化に向けた取組

① 電力需給両面からの最適化に向けた取組事例

- スマートエネルギーの実証・調査・・・《6自治体：埼玉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・さいたま市》
- 民間事業の支援検討・・・《千葉県》

その他

安定的な電力確保に向けた直接的・間接的な行政支援を行う観点で、その取組事例及び提案内容

- 系統電力の負荷低減と地域のエネルギーセキュリティ確保の両立に向けた特区事業・・・《さいたま市》
- 省エネ・エネルギーマネジメント推進方針の策定・・・《東京都》

2 官民連携インフラファンドに関する検討状況

都の先行事業の進捗状況等の情報の共有化や意見交換を行ったほか、「官民連携インフラファンド」に関する報告内容を取りまとめるに当たり、検討会構成員にアンケート調査を行った。

アンケート調査をもとに意見交換を行った結果を取りまとめ、検討会の報告内容とした（概要は以下の通り）。

(1) 九都県市において考えられる官民連携インフラファンドのイメージ

- 九都県市において（共同で又は個別に）考えられる投資対象の例

投資対象の例：エネルギー、再生可能エネルギー

- 九都県市において考えられる投資及び連携のスキームの例

〇〇都県市の官民連携インフラファンドを支援するため、九都県市で規制緩和等を国等に要請

(2) 九都県市で官民連携インフラファンドを実施する場合の課題

- 日本での実施例が無いいため、官民連携インフラファンドに係るノウハウが十分でなく、東京都の先行事業の十分な検証が必要
- 対象インフラ投資が十分なキャッシュフローを生み出すか検証が必要
- 起債による資金調達と比較してメリットがあるのかどうか十分な検証が必要
- 九都県市共同で出資する場合、出資が必ずしも出資団体の利益に結びつくとは限らない、議会や住民の理解が得られないなどの理由で出資が困難となる自治体が出る可能性

(3) 第62回九都県市首脳会議以降の検討の方向性

- 国の動向に注視しつつ、現時点で唯一の実施例である東京都の先行事業について、今後も各県市に情報提供・十分な検証
- その経過・検証を経て、機が熟した時点で、各県市が各々、官民連携インフラファンドの採用を検討
- その後、複数の実施都県市が出てきた段階で、改めて九都県市の枠組みでのファンドを検討

「知識・情報資源としての図書館の活用について」の報告書（概要）

知識・情報資源としての図書館利活用研究会

1 現状

インターネットをはじめとして情報通信技術（ICT技術）の発達によって活字離れの進展が懸念されている。しかしながら、図書館は都県市民の知的探究心をサポートできる非常に大きな知識・情報資源を有している。読書はコミュニケーション能力の基盤となる言語力の育成に資するものであり、人間形成に重要な役割を果たす。そのため、図書館利用の促進には従来以上の取り組みが必要である。一方、ICT技術が急速に普及・進展した現在は、この技術を活用して利用者が必要とする情報を的確に提供するとともに、時代の変化に対応できる図書館サービスなどについても検討する必要があるが生じている。

2 ICT技術を活用した図書館サービスの展望

ICT技術であり、ソーシャルメディアの一つであるフェイスブックは、利用者への情報提供のみならず、これまでにない図書館に足を運ばなくても参加できる企画展の可能性を持っていることがわかった。また、司書が作成し蓄積してきた書評の発信や、市民からは図書推薦文の投稿、さらにレファレンス事例の公開にも活用することも考えられる。もうひとつの有力なソーシャルメディアであるツイッターについても、匿名を容認するメディアであるため発言内容には十分注意を払う必要性はあるが、素早いリアルタイム広報に大きな力を発揮するため、その特徴を理解し、課題に留意して使えば有効なメディアと成り得るツールである。

また、フェイスブックのグループ機能は、地域資料のデジタル化に関してリアルタイムに近い意見交換、情報提供が可能であり、費用がかからずに始められる双方向メディアであるという点において、新たな図書館サービスの展開に可能性を秘めたツールのひとつであることがわかった。

3 研究会での取り組み

研究会では、図書館の魅力をアピールして利用の促進につなげることを目的に、九都県市の図書館が一つのテーマに沿って資料展を原則として同時期に実施した。この資料展の実施にあたっては、従来のホームページでのPRのほか、ICT技術のひとつであるソーシャルメディアも活用して新たな図書館サービスの可能性を研究することとし、併せて地域資料のデジタル化の取り組みについても、国立国会図書館や他の公立図書館の先行事例調査とあわせて、研究会員の情報交換のツールとしてもメールのほかソーシャルメディアを用いることとした。

九都県市では、図書館におけるソーシャルメディアの活用は、新たな図書館サービスの提供を可能とし、意見交換・情報提供のツールとしても効果的に使うことができるが、現状では、各自治体の判断により導入が難しい図書館があること、情報を継続的に発信することや通信の双方向性の活用など、さらに使いこなしのノウハウの蓄積が必要であることから、引き続き研究していくことが望ましい、との結論に至った。

九都県市立図書館企画展「自慢したい風景」
各図書館の実施概要

●埼玉県立浦和図書館

- 1 日時 平成24年9月1日(土)～16日(日) ※休館日は除く
- 2 テーマ・内容 埼玉県の代表的な風景30か所の昔と現在の写真を比較展示し、関連資料を紹介します。合わせて今回紹介した埼玉の「自慢したい風景」の投票を行い、ベスト10を後日発表する予定です。
- 3 住所・連絡先 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-1-22 電話 048-829-2821

●千葉県立中央図書館

- 1 日時 平成24年9月1日(土)～10月21日(日) ※休館日は除く
- 2 テーマ・内容 自慢したい千葉の風景～過去から・現在・そして未来へ～
過去、現在、未来へとつながる千葉県内の風景を、図書館資料やパネル等により紹介します。また、西部図書館・東部図書館では各エリアの風景に関する資料・パネル等を紹介합니다。
- 3 住所・連絡先 千葉県千葉市中央区市場町11-1 電話 043-222-0116

●東京都立中央図書館

- 1 日時 平成24年9月15日(土)～10月20日(土) ※休館日は除く
- 2 テーマ・内容 江戸から東京へ～庭園の魅力を再発見～
伝統的な日本の庭園、江戸の庭園、明治・大正・昭和の庭園、現代に受け継がれた都立の文化財庭園、有栖川宮記念公園など、豊富な資料や立体画像の庭園パネル、映像などで庭園の魅力をご案内します。このうち、都立の文化財庭園や有栖川宮記念公園について、東京の「自慢したい風景」として紹介します。
- 3 住所・連絡先 東京都港区南麻布5-7-13 電話 03-3442-8451

●神奈川県立図書館

- 1 日時 平成24年9月14日(金)～11月7日(水) ※休館日は除く
- 2 テーマ・内容 神奈川県内の「自慢したい風景」として鎌倉・江の島・大山・箱根をとりあげます。
中世以降の紀行文等を紹介、これらの資料にとりあげられた風景を描いた図書・絵図等の資料を展示します。
- 3 住所・連絡先 神奈川県横浜市西区紅葉ヶ丘9-2 電話 045-263-5900

●横浜市中央図書館

- 1 日時 平成 24 年 8 月 21 日（火）～9 月 9 日（日）
- 2 テーマ・内容 企画展示「ダンス・ノスタルジー～横浜とダンスをめぐる物語～」
横浜市が文化芸術の定着及び経済の活性化を図るために行う、ヨコハマ・アート・フェスティバルの1つとして実施するダンスフェスティバルに合わせ、明治から現代に至るまでの横浜とダンスの関係を図書館資料、新聞記事、年表等で紹介します。
- 3 住所・連絡先 神奈川県横浜市西区老松町1 電話 045-262-0050

●川崎市立中原図書館

- 1 日時 平成 24 年 8 月 28 日（火）～9 月 16 日（日）※休館日を除く
- 2 テーマ・内容 川崎市観光協会が募集した観光写真コンクール入賞作を中心に「自慢したい風景」を紹介し、写真に収められたかわさきをテーマに、所蔵資料の展示とリストの配布を行います。これに先立ちこの事業の一環として、麻生図書館と広島市立図書館で相互企画展示を開催しています。（広島市：平成 24 年 6 月 22 日～7 月 22 日、麻生図書館：平成 24 年 7 月 13 日～9 月 4 日）
- 3 住所・連絡先 神奈川県川崎市中原区小杉町3-4-17 電話 044-722-4932

●千葉市中央図書館

- 1 日時 平成 24 年 10 月 19 日（金）～12 月 19 日（水）※休館日、蔵書点検期間は除く
- 2 テーマ・内容 「政令指定都市 20 周年 千葉市のあゆみーWe Love 千葉ー」を副題として、変貌する千葉市を図書館の資料を紹介しながらアピールします。
- 3 住所・連絡先 千葉県千葉市中央区弁天 3-7-7 電話 043-287-3980

●さいたま市立中央図書館

- 1 日時 平成 24 年 9 月 1 日（土）～16 日（日）※休館日は除く
- 2 テーマ・内容 新しいふるさと「さいたま市」に愛着を持ってもらうことを目指し、郷土「さいたま」の特徴ある風景と関連する資料を紹介します。
- 3 住所・連絡先 埼玉県さいたま市浦和区東高砂町1-1-1 電話 048-871-2100

●相模原市立図書館

- 1 日時 平成 24 年 9 月 15 日（土）～30 日（日）※休館日は除く
- 2 テーマ・内容 企画展示「はやぶさの故郷 さがみはら」
日本をはじめ海外においても、非常に注目を集めた小惑星探査機「はやぶさ」の故郷が相模原市であることをPRし、宇宙航空研究開発機構（JAXA）の宇宙開発の歴史や「はやぶさ」の偉業を称えるパネルと宇宙関連の図書資料を展示します。
- 3 住所・連絡先 神奈川県相模原市中央区鹿沼台2-1-3-1 電話 042-754-3604

国の出先機関の事務・権限の移譲に向けた研究 結果報告

1 研究趣旨

第61回九都府県市首脳会議における協議の結果を受けて、首都圏における特区制度の活用などによる国の出先機関の事務・権限の移譲に関する手法等について研究を行う。

2 国の出先機関の現状と原則廃止に向けた考え方

(1) 国の出先機関（※）の現状

- ・地域の総合的な行政主体である地方自治体との関係で、二重行政が生じている。
- ・個々の事務・権限の執行について、国会や国民によるチェック機能が働きにくい。

※国の出先機関のうち地方に移譲可能な事務を執行している機関（地方分権改革推進委員会第2次勧告）

⇒経済産業省経済産業局、国土交通省地方整備局など8府省15系統

(2) 国における出先機関の原則廃止に向けた考え方

①基本的な考え方（地域主権戦略大綱）

- ・国の出先機関の抜本的な改革に当たっては、「原則廃止」の姿勢の下、ゼロベースで見直すものとする。
- ・個々の事務・権限の取扱いについては、国と地方の役割分担の考え方を踏まえ、「補完性の原則」に基づき、国の事務・権限とすることが適当と認められる例外的な場合を除き、地方自治体に移譲することとする。

〔国に事務・権限を残す例外的な場合〕

- ◇都道府県間の広域連携等の措置を講じてもなお、著しい支障が生じるもの
- ◇統一的な事務処理基準を定め、国の指示等を認めてもなお、著しい支障を生じるもの
- ◇緊急対応等に著しい支障を生じ、国民の生命・財産に重大な被害を生じるもの
- ◇地方では事務量の確保が難しく、行政効率が著しく非効率になるもの

②国が示した具体的な制度内容（アクション・プラン等）

- ・地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるよう、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲すること等により、出先機関改革を進める。

〔「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」（H22.12）の概要〕

- ◇出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲
 - ・新たな広域行政制度を整備
 - ・出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本
 - ・移譲対象機関の職員の身分取扱い等に係る所要の措置を講ずる。また、移譲される事務・権限の執行に必要な財源を確保
 - ・平成24年通常国会に法案提出、26年度中の事務・権限の移譲を目指す
- ◇地方自治体が特に移譲を要望している事務・権限
 - ・直轄道路、直轄河川、公共職業安定所（ハローワーク）
- ◇その他の事務・権限
 - ・一の都道府県内でおおむね完結する事務・権限
 - ・地方自治体の発意に応じ選択的实施等を行う事務・権限

3 九都県市における行政課題、これまでの取組

(1) 九都県市における行政課題

- ・九都県市においては、人口の集中や諸機能の集積により都市化が進展するとともに、大都市圏として一つの地域社会を形成していることから、個々の都県市の範囲を超えた広域的に対応すべき課題や各都県市が共通で抱える様々な課題が生じている。
- ・このため、広域化した諸課題や共通課題の解決に向けて、九都県市が連携・協調した取組を進めることが必要である。

(2) 九都県市におけるこれまでの取組

- ・九都県市においては、広域的な行政課題や共通課題の解決に向けて、九都県市首脳会議での協議を経て、様々な広域連携の仕組みを活用し、共通条例による規制、合同計画の策定、普及啓発、国への要望などの連携・協調した取組を行っている。
(例) 環境問題、エネルギー問題、防災・危機管理対策 等
- ・これまでの取組と実績を踏まえれば、九都県市に国の出先機関の事務・権限を移譲することで、より多くの課題を解決できるようになることが期待できる。

4 国の出先機関等の事務・権限の九都県市への移譲について

(1) 九都県市への事務・権限の移譲手法の検討

- ・移譲手法の検討に当たっては、国の出先機関の事務・権限の移譲について想定される主な手法を前提とし、「事務分類」「手法」に分類したうえで、その効果と課題について整理を行った。

事務分類	手法	効果と課題
都県市域内完結事務	個別法改正	【効果】 ・都県市単独で受け入れることが可能 【課題】 ・広域的または共同で取り組むことで、より効果が得られる事務について、連携・調整を図る仕組みが必要
	特区制度	【効果】 ・全国一律の移管が難しい事務について、特定地域において実験的な移管を行ったうえで、全国規模に展開するなど、段階的な実施が可能 【課題】 ・現行の特区制度は、国が審査し、認定する枠組みとなっているため、地域の自主性と責任の下での施策展開を図る上で制約あり
広域的課題事務	個別法改正	【効果】 ・都県市単独で受け入れた場合でも、連絡会議等を設置し、共通条例や合同計画の策定などによる連携・調整が可能 【課題】 ・都県市間の利害が相反する場合、団体間の調整の迅速化が必要

事務分類	手法	効果と課題
広域的課題事務	特区制度	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国一律の移管が難しい事務について、特定地域において実験的な移管を行ったうえで、全国規模に展開するなど、段階的な実施が可能 ・共通条例や合同計画の策定などによる連携・調整が可能 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移管事務の内容に応じた特区の範囲、組織などの検討が必要 ・責任の所在が不明確となる可能性及び住民のガバナンスを確保する仕組みの検討が必要
	広域連合	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策の実施主体が一本化され、統一的な実施が可能 ・法人格があり、責任の所在が明確 ・国から直接事務・権限の移譲を受けることが可能 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の国の出先機関の所管区域が省庁によって異なっていることへの対応が必要 ・構成団体の利害関係の調整等、合意形成の迅速化が必要 ・広域連合に課税自主権がなく、構成団体からの独立性が弱い

(2) 九都県市として優先的に移譲を求める事務・権限の例

事務・権限	概要	効果
公共職業安定所（ハローワーク）に関する事務	・国が行う職業紹介、雇用保険の認定、給付等の事務	・地方が行う職業紹介、能力開発、公営住宅、福祉等に関する相談業務との一体的な実施
直轄道路、直轄河川に関する事務	・一般国道、一級河川の直轄区間のうち、一の都県市域内で完結するもの	・道路、河川等に関する権限を一元的に担うことによる、地域事情に応じたインフラ整備・維持管理の実施
農地の転用に関する事務	・4haを超える農地転用の許可	・地方が把握している企業立地やまちづくりなどの情報に基づく総合的な土地活用の実施
中小企業支援等に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・新規産業の環境整備 ・技術開発・人材育成等の事業高度化支援 ・中小企業の経営の向上、新事業の創出等 ・中心市街地活性化 ・企業立地の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方が有する情報やネットワークを活用した総合的支援の実施 ・窓口の地方一元化による多彩な支援メニューの提供 ・国・地方の資源（人材・予算）の一元化による高度で重点的な支援
利便性の高い交通体系の構築に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・旅客自動車運送事業の許認可 ・自動車運送事業に対する助成 ・総合的・基本的な政策の企画立案、横断的な公共交通活性化施策の総括 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域事情に応じた利便性の高い交通体系の構築 ・窓口の地方一元化による事業者の利便性の確保 ・事業者と地方自治体が連携した独自政策の実施
その他	・環境問題、エネルギー問題、防災・危機管理対策 等	

(3) 九都県市への事務・権限の移譲手法の検討（まとめ）

- ・国の出先機関の事務・権限の移譲については、個々の事務・権限の性質・効果等を検証しながら、特区制度の活用なども含め、具体的な事案に即した移譲手法の選択が必要である。
- ・また、事務・権限の移譲に当たっては、特区制度等を活用し、住民に地方移管のメリットを目に見える形で実証していくことが必要である。
- ・現行の特区制度は国が審査し認定する枠組みとなっているため、特区制度の見直しなど、地域の自主性と責任の下での施策展開を可能とする新たな枠組みが求められる。
- ・今後は、必要に応じて検討の結果を参考としながら、国の出先機関の事務・権限の移譲の推進を目指す。

地方の税財源の確保に向けた研究 結果報告（概要）

課税自主権の活用など、地方自治体が努力することによって新たな税財源を確保する仕組みについて、次のとおり研究結果を取りまとめた。

1 課税自主権の活用による地方自治体の新たな税財源の確保について

(1) 超過課税の活用について

いわゆる**超過課税**の一般財源に充てる目的での**活用は、地方交付税による財源保障・財源調整機能が超過課税に対するディスインセンティブとして機能していると考えられること等**から、**活用しにくい状況**にある。

超過課税の活用を促す方策として、**国による地方交付税の財源保障範囲の見直し等の議論もあるが、財源保障機能が縮小され、超過課税に頼らざるを得ない状況は、真の意味で、地方自治体の自由度が拡大されたとは言えず、望ましいものではない。**超過課税の活用を促す方策の検討は、真の分権型社会の構築のなかで行われるべきである。

(2) 制限税率・一定税率の見直しについて

基幹税目のうち、**制限税率・一定税率が設定されている税目は、一定税率の地方消費税を除けば法人関係税目だけ**である。ただし、その**見直しは、雇用と国内投資を拡大することが喫緊の政策課題とされている現状も考慮し、検討されるべき**である。

(3) 地方消費税に係る課税自主権の拡大について

地方消費税に係る課税自主権の拡大については、現行の課税制度が一定税率を前提としているため、**根本からの制度の再設計が必要であり、そのための議論及び国民的な理解が必要**である。

2 九都県市としての取組方針

- 「**超過課税の活用**」及び「**制限税率・一定税率の見直し**」については、都県と指定都市では取り扱う税目が異なること、また、**基幹税目の違いにより税収構造も異なることから同一に論じられないため、全国知事会や指定都市市長会などで個別に検討した上で、可能な範囲で両者の調整を図ることが望ましい。**
- 「**地方消費税に係る課税自主権の拡大**」については、消費税及び地方消費税の税率を引き上げる法律が成立したところであるが、**消費税率等の引上げに当たっての経済状況の判断等が行われることとなっており、政府における議論を踏まえた上での検討が必要**である。

3 結論

- **真の分権型社会の実現を目指す上で、課税自主権の活用など、地方自治体が努力することによって新たな税財源を確保する仕組みを検討することは極めて重要**である。
- ただし、具体的な検討については、都県と指定都市では取り扱う税目が異なること等により同一には論じられないため、**九都県市としては、本研究課題を将来的な検討課題として、地方自治制度や地方税制度を検討している国の研究会等による検討経過を注視していくこととする。**

行政情報の無い要支援者の早期発見についての報告書（概要）

1 研究会の趣旨

行政情報の無い要支援者を早期に発見するため、ライフライン等民間事業者との連携体制、通報のガイドラインなどについて、九都県市の現状・取組み状況を踏まえて意見交換を行い、九都県市としての対策を研究することとした。

2 孤立死の背景

従来から言われる核家族化、地域の都市化などのほかに、プライバシーを守るがゆえに生じる、人と人との交流の希薄化があり、併せて、リストラや失業など、経済的困窮に対する備えなど、自己の危機管理意識、及び情報収集意識の低下があると考えられる。

3 孤立死の原因

- (1) 住民登録を行わないため、対象者自身が行政サービスなどの情報を取得できず、また、自治体も当該世帯の情報が取得できない。
- (2) 自治会加入率の低下に見られるように、地域住民の関係が希薄化し、地域においても住民の実態が把握できない。
- (3) 様々な事情から、対象者自身からSOSのサインが発信されない。
- (4) 要支援状態でありながら、公的支援を望まない。

4 孤立死防止対策の課題

- (1) 個人情報の取り扱い等、広域的課題に対応できるよう国レベルによる情報収集の上、ガイドラインの策定が課題である。
- (2) 自らSOSのサインを発信しない、あるいは、要支援状態でありながら公的支援を望まない対象者が、住民登録を行い、行政サービスに結びつけられるよう自主的な行動を促す情報提供や、相談しやすい地域や自治体の環境構築が課題である。
- (3) 地域における住民関係の希薄化は、自治会の加入率低下等にも現れており、ライフライン事業者や地域包括支援センターなど、多様な主体によるネットワークの構築

が課題となる。

5 今後の取り組み

- (1) 国に要望したガイドラインの策定を促すため、さいたま市のガイドラインをはじめ、九都県市内における様々な事例や取り組みを国に情報提供する。
- (2) 孤立死防止対策、見守りなどの事業、地域住民のネットワークの構築などを推進するには、地域の実情に応じた対策や時間が必要となることから、九都県市間による資料提供や意見交換を行っていく。